

第3次草津市障害者計画 施策体系

資料2

基本目標	施策名	主な事業
目標1 すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる	成果目標 障害のある人が安心して生活できるよう障害者理解と権利擁護、虐待防止の推進	成果指標 「共に生きる社会の推進」についての満足度（市民意識調査）
	施策1 障害と障害のある人への理解の促進	1 障害者福祉センター管理運営事業〔啓発事業分〕
		2 各種団体費補助金事務
		3 精神保健福祉対策事業
		4 障害者福祉推進事務
		5 体験実践活動推進事業
		6 人権センター自主事業
	施策2 権利擁護と虐待の防止	7 障害者虐待防止対策支援事業
		8 成年後見制度利用支援事業
		9 基幹相談支援事業〔基幹相談支援センターのうち権利擁護・虐待防止に関する部分〕
目標2 いのちと健康を守ることができる	成果目標 精神障害者の自立に向けた取組の推進	成果指標 精神障害者サロンの利用者
	施策3 疾病等の予防と早期発見・早期対応	10 妊婦健診事業
		11 総合相談事業、妊娠出産包括支援事業
		12 育児等健康支援事業
		13 乳幼児健診事業
	施策4 精神保健福祉対策の強化	14 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業
		15 健康づくり推進協議会・自殺対策推進会議運営事業
		16 精神保健対策事業〔受診勧奨分〕
		17 草津市スクールソーシャルワーカー配置事業
		18 やまびこ教育相談室運営事業
		19 障害者福祉センター管理運営事業〔精神サロン分〕
		20 湖南地域地域活動支援センター事業〔精神サロン分〕
		21 地域生活支援事業〔啓発事業分〕
		22 重層的支援体制整備事業
		23 社会福祉事業振興事業
	施策5 保健・医療の充実	24 湖南地域広域行政組合負担金事務
		25 かかりつけ医普及促進事業
		26 救急医療情報システム運営負担金事務
		27 健康相談事業
		28 健康診査事業
		29 歯科保健指導事業
		30 未熟児養育医療給付事業
		31 自立支援医療給付事業
目標3 安心して日常生活が出来る	成果目標 地域のニーズに即した地域生活支援拠点の整備・充実	成果指標 「社会の総合的な相談・支援の充実」の満足度（市民意識調査）
	施策6 相談体制の強化	32 地域生活支援拠点等の整備・充実事業
		33 障害者福祉センター管理運営事業
		34 湖南地域地域活動支援センター事業
		35 発達支援センター運営事業〔障害児相談支援分〕
		36 計画相談支援給付事業
		37 相談支援機能強化事業
		38 基幹相談支援事業〔基幹相談支援センターのうち相談支援に関すること〕
		39 指定特定相談支援体制強化事業
		40 地域相談支援給付事業
		41 子ども・若者総合相談窓口事業
		42 福祉の総合窓口事業
	施策7 日常生活支援の充実	43 訪問系サービス給付事業
		44 日中活動系サービス給付事業〔就労関係以外〕
		補装具給付事業
		軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 障害者紙おむつ助成事業
		45 地域生活支援事業〔情報受発信、精神保健福祉対策以外〕
		46 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

基本目標	施策名		主な事業
	施策 8 住まいの確保	47	居住系サービス給付事業
		48	公営住宅長寿命化・建替促進事業
		49	公営住宅供給促進事業
		50	居住支援促進事業
	施策 9 家族等への支援の充実	51	24時間対応型利用制度支援事業
		52	子育て支援事業
		53	日中一時支援事業
		54	医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業
	施策 10 経済的負担の軽減	55	高額障害福祉サービス等給付事業
		56	特別障害者手当等給付事業
		57	国民年金手続等事務
		58	心身障害者（老人）福祉医療助成事業
		59	精神障害者（老人）精神科通院医療助成事業
		60	自動車燃料・福祉タクシー運賃助成事業
		61	在宅重度障害者住宅改造費補助金事務
	施策 11 制度の維持と適正運用	62	福祉計画推進事業
		63	重症心身障害者通所施設運営費補助事業
		64	障害者自立支援事業所運営費補助金事務
		65	湖南地域重症心身障害者生活介護施設整備事業 障害福祉サービス事業所等整備事業 障害者グループホーム整備事業
		66	障害支援区分認定事務
		67	障害者施設家賃補助事業
		68	滋賀型地域活動支援センター運営費補助事業 社会的事業所運営費補助事業
目標 4 ともに育ち、学び、遊び、輝ける	成果目標 医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実		成果指標 医療的ケア児の医療的ケア児等コーディネーターへの相談人数
	施策 12 発達支援の充実	69	発達支援センター運営事業
		70	障害児通所給付事業〔児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援分〕
		71	湖の子園運営事業
	施策 13 就学前教育・保育の充実	72	幼稚園・認定こども園運営支援事業特別支援教育推進事業〔幼稚園分〕
		73	保育所・認定こども園運営支援事業
		74	幼稚園・認定こども園教育指導研修事業
		75	保育所・認定こども園指導研修事業
		76	子育て支援センター運営事業
		77	障害児通所給付事業〔保育所等訪問支援分〕
	施策 14 学校教育の充実	78	特別支援教育推進事業
		79	草津市教育支援委員会運営事業
		80	教職員研修事業
	施策 15 放課後児童対策の充実	81	障害児通所給付事業〔放課後等デイサービス分〕
		82	日中一時支援事業〔障害のある子ども分〕
		83	児童育成クラブ運営事業
	施策 16 文化・スポーツ活動等の促進	84	障害者福祉センター管理運営事業〔余暇活動事業分〕
		85	障害者福祉推進事務〔全国障害者スポーツ大会等出場支援補助事業分〕
		86	社会参加促進事業
		87	市民文化芸術活動支援事業
		88	市民スポーツ大会開催費補助事業 県民スポーツ大会等出場支援補助事業
	施策 17 就労支援と雇用環境整備の促進	89	障害者福祉センター管理運営事業〔就労相談分〕
		90	障害者就労促進事業
		91	就労移行支援事業
		92	就労継続支援事業
		93	企業内人権啓発推進事業
		94	精神障害者生活支援推進事業
		95	重度障害者等就労支援等特別事業費
		96	職員採用事業

基本目標	施策名	主な事業
目標 5 暮らしやすい社会づくり が進んでいる	成果目標 防災等における支援体制の構築	成果指標 避難行動要支援者名簿の登録者数（障害のある人分）
	施策 1 8 情報受発信の充実	97 人にやさしい広報作成事業
		98 点字新聞購読費助成事業
		99 日常生活用具給付事業〔情報・意思疎通支援用具〕
		100 コミュニケーション支援事業
		101 図書館運営事業
	施策 1 9 地域福祉活動の促進	102 社会福祉事業
		103 障害福祉推進事務〔避難行動要支援者登録制度分〕 防災対策事業
		104 防犯対策事業 自主防災組織育成事業
		105 孤立化防止事業
		106 障害者相談員活動事業
		107 生活支援事業
		108 障害者福祉センター管理運営事業〔交流事業分〕
	施策 2 0 バリアフリー化の推進と移動の確保	109 バリアフリー基本構想推進事業
		110 コミュニティハウス整備事業
		111 福祉有償運送運営事業
		112 社会参加促進事業〔自動車改造分【本人運転】〕 自動車改造支援事業

【評価ならびに方向性の考え方について】

評価に関しては自己評価は4段階での評価を行っています。評価基準については以下のとおりです。
また、事業の方向性については下記の4段階で記載をしています。

【4段階評価】

- | | | |
|---|--------------|---------------------------------|
| A | 計画目標を上回った | (基準) 計画を充実させて実施した、目標を上回る成果があった |
| B | 計画目標を達成した | (基準) ほぼ計画どおり実施した、目標どおりの成果があった |
| C | 計画目標を一部達成した | (基準) 計画の一部を実施した、成果が目標まで達しなかった |
| D | 計画目標を達成していない | (基準) 計画を全く実施できなかった、成果が全く得られなかった |

【事業の方向性】

- | | |
|----|---|
| 継続 | 計画目標を達成するためには継続して事業を推進することが必要であるため、次年度以降も継続して事業を行う。 |
| 拡大 | 計画目標の達成のため、あるいは制度改正に伴い、次年度以降は事業の拡大を行う。 |
| 廃止 | 計画目標を達成した、あるいは制度改正に伴い事業の必要性がなくなったため、次年度以降は事業を廃止する。 |
| 縮小 | 計画目標を一部達成した、あるいは制度改正に伴い、次年度以降は事業を縮小する。 |

目標	成果目標	成果指標				成果指標					
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績					
			(R. 5)	(R. 8)	(R. 11)	(R. 6)	(R. 7)	(R. 8)	(R. 9)	(R. 10)	(R. 11)
【目標1】 すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる	障害のある人が安心して生活できるよう、障害者理解と権利擁護、虐待防止の推進	「共に生きる社会の推進」についての満足度（市民意識調査）（%）	15	21	27	16					
【目標2】 いのちと健康を守ることができる	精神障害者の自立に向けた取組の推進	精神障害者サロン利用者数（人）	593	700	800	251					
【目標3】 安心して日常生活がおくれる	地域のニーズに即した地域生活支援拠点の整備・充実	「福祉の総合的な相談・支援の充実」の満足度（市民意識調査）（%）	18	24	30	20					
【目標4】 ともに育ち、学び、遊び、輝ける	医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実	医療的ケア児の医療的ケア児等コーディネーターへの相談人数（人）	33	38	44	30					
【目標5】 暮らしやすい社会づくりが進んでいる	防災等における支援体制の構築	避難行動要支援者名簿の登録者数（障害のある人分）（人）	684	733	782	684					

目標1	すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる					
施策1	障害と障害のある人への理解の促進					
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
障害者福祉センター管理運営事業〔啓発事業分〕 【障害福祉課】	障害者週間の啓発パネルの展示など、障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います。	障害者週間の啓発パネルの展示など、障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います。	ロビーにて障害のある方の作品の展示や、障害者週間での渋川福祉センター1階のパネル展示など、障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行いました。	B	引き続き障害のある方の作品展示や、障害者週間の啓発パネルの展示など、障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います。	継続
各種団体活動費補助金事務 【障害福祉課】	障害者団体等の活動費の一部を補助することで、団体等の活動を促進します。	障害者と地域住民の交流の場の提供や、広報誌を用いた啓発活動などを行い、障害の理解促進を行います。	障害者団体の活動を支援するために補助金を交付し、障害者と地域住民の交流の場の提供や、研修事業、また、広報誌を用いた啓発活動などを行い、障害の理解促進を行いました。 ・補助実施数：8箇所	B	引き続き障害者団体の活動を支援するために補助金を交付し、害者と地域住民の交流の場の提供や、広報誌を用いた啓発活動などを行い、障害の理解促進を行います。	継続
精神保健福祉対策事業 【健康増進課】 (障害福祉課)	こころの健康づくりについて啓発するとともに、一層の市民認知の広がりが求められる精神障害・発達障害・難病・高次脳機能障害などに関して、知識普及と意識啓発に取り組みます。	市民がこころの健康づくりへの理解を深められるよう、広報くさつやホームページ、市民や地域団体、関係機関に対するゲートキーパー養成研修の開催等により啓発活動を行います。	こころの健康づくりについて、広報くさつやホームページ、えふえむ草津での啓発の他、ゲートキーパー養成研修の開催等を通して啓発活動に取り組みました。また、悩みを抱え込まず、適切な相談先へつながるよう、相談窓口を一覧にしたリーフレットを作成し、公共施設や関係機関（医療機関、薬局、教育機関等）、健康フェア等のイベントで配布しました。また、関係機関や市民の声を踏まえた啓発資材を作成し、教育機関や事業所へ配布しました。 ・こころの健康づくりの機会数 13回 ・ゲートキーパー養成研修開催回数 9回（348人）	B	市民がこころの健康づくりへの理解を深められるよう、広報くさつやホームページ、市民や地域団体、関係機関に対するゲートキーパー養成研修の開催等により啓発活動を行います。	継続
障害者福祉推進事務 【障害福祉課】	・障害者差別解消法、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に基づき、すべての市民、民間事業者に対して、障害のある人に対する差別を禁止し、合理的配慮の提供の訣発に努めます。 ・障害者週間を通じた啓発やロゴ・マークの普及、障害福祉の用語などの知識普及と理解促進に努めます。 ・障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いを禁止し、また、差別による相談、紛争の解決の取り組みを進めるため既存の協議会に地域協議会の機能を付加するなど、地域協議会の設置に向けて協議を進めます。	・広報誌の掲載や出前講座を実施し、合理的配慮の提供について、普及と理解促進を行います。 ・障害者週間に合わせて市広報誌を通じて、啓発やロゴ・マークの普及、障害福祉の用語などの知識普及と理解促進を行います。 ・障害者差別解消法の浸透を図り、地域協議会の設置に向けた検討も行います。	・市広報紙にて、合理的配慮の提供や障害者の特性等を掲載し、障害者への知識の普及と理解促進に努めました。 ・市ホームページにおいて、滋賀県が実施している合理的配慮の事業の周知に努めました。 ・自立支援協議会やまちづくり協議会において、草津手をつなぐ育成会との協働事業による出前講座を行い、障害者理解の促進に努めました。 ・自立支援協議会において、滋賀県の障害者差別解消相談員による研修事業を実施し、地域協議会を自立支援協議会の部会として位置づけるべく検討会の設置を提案しました。	B	引き続き下記の取組を実施します。 ・市広報紙にて、合理的配慮の提供や障害者の特性等を掲載し、障害者への知識の普及と理解促進に努めます。 ・市ホームページにおいて、滋賀県が実施している合理的配慮の事業の周知に努めます。 ・自立支援協議会やまちづくり協議会で、草津手をつなぐ育成会との協働事業による出前講座を行い、障害者理解の促進に努めます。 ・自立支援協議会の部会として、地域協議会の設置に向けた検討を行います。	継続
体験実践活動推進事業 【学校政策推進課】	学校教育において、体験を通じた福祉教育の充実を図ります。	障害者理解について、教科、特別活動、総合的な学習の時間で学習を進め、体験を通して理解が深まるよう各関係団体と連携を取りながら、障害者との交流をはじめ、車いすやアイマスク等の体験活動や講演会を実施します。 ・市立全小中学校（20校）で実施予定	障害者理解について学習を深めるため、ESDカレンダーで年間計画に組み込み、手話、点字、車いす、アイマスク等の体験的な活動や障害者による講演会を実施しました。また障害者スポーツであるボッチャやゴールボールの体験を一部の小学校で実施しました。 ・体験学習実施校：小中学校（15校）→実施率75%	C	障害者理解について、教科、特別活動、総合的な学習の時間で学習を進め、体験を通して理解が深まるよう各関係団体と連携を図りながら、障害者との交流や講演をはじめ、車いすや手話、アイマスク等の体験活動を実施します。 ・体験的な学習を市立全小学校（14校）で実施予定	継続
人権センター自主事業 【人権センター】	障害のある人の人権擁護のためのセミナーや、広報紙等を用いた啓発を図ります。	人権セミナー（様々な人権課題を学習）の開催や啓発パネルの展示、啓発誌の発行等を通して、障害への正しい理解を深めるとともに、障害者を含めすべての人の人権が尊重された共生社会の実現に向けて啓発事業の展開を図ります。	人権セミナー（全8回）の第6回（10月5日開催）において、聴導犬訓練施設職員の中村正さんと聴導犬ユーザーの五十嵐恵子さんを講師として、実際の聴導犬の訓練の様子などを盛り込みながら、障害者の人権をテーマに講演を行いました。これらイベントや啓発誌を通じて、障害への正しい理解を深め、すべての人の人権が尊重される共生社会の実現に向けた啓発を行いました。	B	人権セミナー（様々な人権課題を学習）の開催や啓発パネルの展示、啓発誌の発行等を通して、障害への正しい理解を深めるとともに、障害者を含めすべての人の人権が尊重された共生社会の実現に向けて啓発事業の展開を図ります。	継続

目標1	すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる						
施策2	権利擁護と虐待の防止						
主な事業		内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
障害者虐待防止対策支援事業		・ 障害者虐待防止センターにおいて、虐待発見時の通報や相談を24時間受け付けるとともに、障害者虐待対応マニュアルに基づき、必要時の立ち入り調査や、当事者に対して相談に基づく助言等を行います。 ・ 弁護士等の専門家に障害者虐待事案への対応方法について専門的な助言を得ることで、支援体制の専門性の強化を図ります。 ・ 緊急避難的な措置として、被虐待者を一時的に保護するための居室の確保を行います。 ・ 障害者虐待防止法の周知啓発を行います。	・ 虐待の通報を随時受け、速やかに事実調査や対応方法の検討を行います。必要に応じて、一時保護や立入検査を実施し、障害のある方の安全を守ります。 ・ 障害者虐待防止法の周知啓発について、基幹相談支援センターと協働で研修会を実施し、虐待防止を地域で行える体制を整備します。	・ 障害者虐待防止センターを設置し、虐待発見時の通報や相談を24時間受け付け、当事者に対して相談に基づく助言等を行いました。 ・ 弁護士等の専門家に障害者虐待事案への対応方法について専門的な助言を得て、支援体制の専門性の強化を図りました。 ・ 緊急避難的な措置として、被虐待者を一時的に保護するための居室の準備を行いました。 ・ 基幹相談支援センターと共同で虐待防止研修を実施し、周知啓発活動を行いました。 ・ 虐待対応における基幹相談支援センターの役割の明確化のため、協議を行いました。 ▶虐待通報受理件数：18件（うち虐待認定あり：3件） ▶虐待対応支援ネット開催回数：3回	B	・ 虐待の通報を随時受け、速やかに事実調査や対応方法の検討を行います。必要に応じて、一時保護や立入検査を実施し、障害のある方の安全確保に努めます。 ・ 引き続き、基幹相談支援センターと共同での研修会を実施し、障害者虐待防止法の周知啓発および虐待防止のための支援体制の強化を図ります。 ・ 迅速かつ適切な虐待対応を行うため、基幹相談支援センターの役割機能の拡大に向けて検討してまいります。	継続
【障害福祉課】							
成年後見制度利用支援事業		・ 湖南福祉圏域の4市からNPO法人に委託している成年後見制度利用促進事業を通して、制度の周知と利用の促進を図ります。 ・ 湖南福祉圏域の状況を把握した上で、必要に応じ市民後見人の育成に向けた検討を行います。 ・ 後見開始等の手続きの申立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行い、障害のある人の権利の擁護を図ります。 ・ 成年後見制度利用促進のために、湖南福祉圏域4市で、目指すべき方向性を明確化し、地域ネットワークを構築するために共通の計画を作成します。	・ 湖南福祉圏域の4市からNPO法人に委託している成年後見制度利用促進事業を通して、制度の周知と利用の促進を図ります。 ・ 後見開始等の手続きの申立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行い、障害のある人の権利の擁護を図ります。 ・ 成年後見制度利用促進に関する中核機関および協議会の設置、成年後見制度の利用促進に係る計画の整備を行います。 ・ 湖南福祉圏域の状況を把握した上で、必要に応じて法人後見人ならびに市民後見人の育成について検討を行います。	・ NPO法人への委託により、専門職による相談窓口の運営や出張相談所を実施し、制度の周知と利用の促進を図りました。 ・ 後見開始等の手続きの申立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を必要に応じて行い、経済的な理由で制度利用が困難な方の権利擁護に努めました。 ・ 中核機関の役割や機能について、圏域の関係機関と具体的な協議を重ねました。 ・ 法人後見人や市民後見人の今後の育成手法や活動支援のあり方について検討いたしました。	B	・ NPO法人への委託を通じ、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関職員向けの担当者会議を開催し、地域全体の支援力向上に努めます。 ・ 経済状況等により制度利用に繋がらないことがないよう、後見人等の報酬助成を継続して実施し、障害のある人の権利が擁護される体制を維持します。 ・ 法人後見人や市民後見人養成に向けた具体的な検討を進め、地域における権利擁護の担い手確保に努めます。	継続
【障害福祉課】							
基幹相談支援事業〔基幹相談支援センターのうち権利擁護・虐待防止に関する部分〕		・ 基幹相談支援センターにおいて、被虐待者、養護者へのフォローアップおよび支援者に対する後方支援、虐待防止に関する啓発を図ります。	虐待ケースについては、引き続き、ケース会議等においてスーパーバイザーとして助言や指導を行うとともに、社会資源や好事例の情報提供など支援の充実に向けたかかわりを行い、被虐待者、養護者へのフォローアップおよび支援者に対する後方支援、虐待防止に関する啓発を図ります。	・ 虐待対応ケース会議におけるスーパーバイザーとしての助言等を通して、被虐待者・養護者への支援体制のフォローアップを行いました。 ・ 虐待防止センター（障害福祉課）と共同で虐待防止研修を実施し、周知啓発活動を行いました。また、令和6年度は権利擁護に重点を置き、研修開催にあたって成年後見センターもだまとも連携を図りました。 ▶受理会議への参加・助言・情報提供：16件 ▶被虐待者、養護者への支援体制のフォローアップ：9件 ▶権利擁護・虐待防止に関する啓発・研修の計画 ・ 運営・講師：25件	B	・ 虐待ケースについて、引き続き、ケース会議等においてスーパーバイザーとして助言や指導を行うとともに、社会資源や好事例の情報提供など支援の充実に向けたかかわりを行い、被虐待者、養護者へのフォローアップおよび支援者に対する後方支援、虐待防止に関する啓発を図ります。 ・ 通報受理や事実確認調査なども含め、虐待対応における基幹相談支援センターの役割機能の拡大に向けて検討を行います。 ・ 権利擁護に関することとして、成年後見制度の利用に繋がるために必要な相談その他専門的な支援を行います。	拡大
【障害福祉課】							

目標2	いのちと健康を守ることができる					
施策3	疾病等の予防と早期発見・早期対応					
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
妊婦健診事業	妊婦（母子）への健（検）診を行います。	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、基本受診券助成額3,300円/枚を5,000円/枚へ引き上げ、安心して妊娠・出産ができるように、母子健康手帳交付時に、妊婦健診受診券の交付を行います。	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるように、基本受診券助成額3,300円/枚を5,000円/枚へ引き上げ、母子健康手帳交付時に、妊婦健診受診券の交付を行いました。 ・受診延人数：12,721人	B	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、安心して妊娠・出産ができるように、母子健康手帳交付時に、妊婦健診受診券の交付を行います。 また、多胎妊婦の健康管理の充実や経済的負担軽減を図り、安心して出産を迎えていただけるよう、妊婦健康診査超音波検査受診券について、多胎妊婦の方には4枚から最大12枚（8枚追加）交付を行います。	継続
【子育て相談センター】						
総合相談事業、妊娠出産包括支援事業	母子健康手帳発行時の全妊婦相談をはじめとして、妊娠・出産・子育ての総合相談支援を行い、時期を通じた情報提供、禁煙・禁酒指導や産後ケア事業など母子の健康保持・増進の支援に努めます。	母子健康手帳交付時に全妊婦への相談をはじめとして、妊娠・出産・子育ての総合相談を実施します。様々な相談手法を利用し不安の軽減や、必要な情報の提供を行うことで、安心して子育てが出来るように努めます。 また、産後電話・産後ケアを通じて、産後間もない産婦への不安軽減に努め、安心して子育てが出来るよう支援します。産後ケアについては、利用対象期間を産後1年未満に拡大、また利用対象施設に助産院を追加し、さらに、令和5年度より本人利用料の補助を開始しており、継続して実施します。 また、産後早期の産婦健康診査について受診券を交付し、産後うつの予防や医療機関との連携を強化し、産後の早期支援の充実を図ります。	母子健康手帳交付時に全妊婦に対し相談を行い、妊娠・出産・子育ての総合相談を実施し、安心して子育てが出来るよう必要な情報の提供・不安の軽減に努めました。また、窓口やホームページにおいてオンライン相談の周知・啓発を行い、様々な方法で相談を受けられる体制を準備し、不安の軽減に努めました。さらに、産後電話・産婦健診・産後ケアを通じて、産後間もない産婦への不安軽減・支援に努めました。 ・母子健康手帳交付時相談者数：1,183人 ・随時相談者数：1,017人 ・産後電話者数：対象人数 1,054人 実施人数 1,049人 実施率 99.5% ・産後ケア利用者実数：（宿泊）46人 （訪問）1人 ・産婦健診受診者数：（産後2週間）1,052人 （産後1か月）1,038人	B	引き続き、母子健康手帳交付時に全妊婦に対し相談を行い、妊娠・出産・子育ての総合相談を実施し、安心して子育てが出来るよう必要な情報の提供・不安の軽減に努めます。また、窓口やホームページにおいてオンライン相談の周知・啓発を行い、様々な方法で相談を受けられる体制を準備し、不安の軽減に努めます。さらに、産後電話、産婦健診、令和7年度から新たに通所サービスを加えた産後ケア事業を通じて、産後間もない産婦への不安軽減・支援に努めます。	継続
【子育て相談センター】						
育児等健康支援事業	乳幼児健診後の発達フォローの場として親子教室を運営し、発達相談等を実施しながら早期療育につなぎます。	発達に経過観察を要する児や、育てにくさを抱える親子に対し、遊びを通して親子の関わりを促したり、学びや体験につなげたりして発達を促します。また親同士の交流や育児相談の機会を設け、育児不安や負担の軽減を図ります。参加中に個別相談を実施し、必要な親子に対して早期療育につなぎます。	発達に経過観察を要する児や、育てにくさを抱える親子に対し、親子での遊びを通して学びや体験等から発達を促します。また、他の親子のつながりや親支援を行うことで、育児不安や負担の軽減に努めました。 ＜利用児実数＞ ・1クール目：25人 ・2クール目：22人 ・3クール目：24人 計71人	B	引き続き、発達に経過観察を要する児や、育てにくさを抱える親子に対し、遊びを通して親子の関わりを促したり、学びや体験につなげたりして発達を促します。また親同士の交流や育児相談の機会を設け、育児不安や負担の軽減を図ります。参加中に個別相談を実施し、必要な親子に対して早期療育につなぎます。	継続
【子育て相談センター】						
乳幼児健診事業	乳幼児健診を実施し、発達に支援が必要な子どもを発達相談等適切な支援へつなぎます。	子どもの健全な育成と障害の早期発見のため、乳幼児健診（4か月・10か月・1歳6か月・2歳6か月・3歳6か月児健診）を行います。また、草津市子育て応援サイトほかほかタウンにて、乳幼児健診の紹介を行い、受診前の不安の軽減を図れるよう努めます。	子どもの健全な育成と障害の早期発見のため、乳幼児健診（4か月・10か月・1歳6か月・2歳6か月・3歳6か月児健診）を行いました。 ＜健診回数と受診率＞ ・4か月児健診（個別） 98.5% ・10か月児健診（36回） 99.2% ・1歳6か月児健診（36回） 97.8% ・2歳6か月児健診（36回） 99.2% ・3歳6か月児健診（36回） 98.1%	B	子どもの健全な育成と障害の早期発見のため、乳幼児健診（1か月・4か月・10か月・1歳6か月・2歳6か月・3歳6か月児健診）を行います。	継続
【子育て相談センター】						

目標2	いのちと健康を守ることができる						
施策4	精神保健福祉対策の強化						
主な事業		内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業		精神障害者が住み慣れた地域で、本人が望む生活を送ることができるよう医療・保健・福祉等の関係機関の連携の下でチーム支援を行うことにより、入院の必要な精神障害者の医療機関の受入れと、退院可能な精神障害者の地域の受入れが円滑に行われ、地域移行後の日常生活が安定して送れるための支援体制の構築に努めます。	基幹相談支援センターや保健所、相談支援事業所等と連携・協働しながら、協議の場を設け、精神障害者支援における市域および圏域の課題を整理するとともに、課題解決のための取り組みを具体化してまいります。	「にも包括」の構築に向けて、まず何を目指していくかの整理を行うため、基幹相談支援センター、草津保健所、地域生活支援センター風（相談支援事業所）との協議の場を設けました。その中で、市内の相談支援事業所を対象としたアンケート調査を実施し、相談支援従事者から見た、精神障害者支援における地域課題の抽出を行いました。 ・協議の場　開催回数：3回	B	引き続き、「にも包括」の構築に向けた協議の場を開催してまいります。 また、令和6年度に実施したアンケート調査の結果から浮かび上がった課題の解決に向けて、相談支援事業所を対象とした研修会を開催する予定です。	継続
【障害福祉課】							
健康づくり推進協議会・自殺対策推進会議運営事業		両会議を通じて、さまざまな関係機関と連携を強化し、市全体の心身の健康づくりを推進します。	第3次草津市自殺対策行動計画に基づき、自殺対策推進会議および自殺対策関係課会議を毎年1回以上開催し、地域や関係機関等が自殺の実態や課題を共有し、連携することで総合的な自殺対策を推進します。また、健康づくり推進協議会においても、取組内容を報告し、心身の健康づくりの推進に取り組みます。	自殺対策関係課会議を1回開催し、子ども若者の支援を行う関係課とともに、自殺対策における連携の課題について共有し、課題解決のための意見交換を行いました。 また自殺対策推進会議において、自殺の実態や課題を共有し、心の健康づくりのための啓発について協議を行う等、自殺対策の推進について検討を行いました。 また健康づくり推進協議会を1回開催し、取組内容を報告し、心身の健康づくりの推進に取り組みました。	B	第3次草津市自殺対策行動計画に基づき、自殺対策推進会議および自殺対策関係課会議を毎年1回以上開催し、地域や関係機関等が自殺の実態や課題を共有し、連携することで総合的な自殺対策を推進します。また、健康づくり推進協議会においても、取組内容を報告し、心身の健康づくりの推進に取り組みます。	継続
【健康増進課】							
精神保健福祉対策事業		こころの健康づくりについて啓発するとともに、精神疾患に関して、知識普及と意識啓発に取り組みます。	こころの健康づくりを推進するため、こころの健康づくりの啓発を2か月に1回以上行うほか、医療・福祉等関係機関と連携を図り、こころの健康に関する相談支援を行います。また庁内関係課との円滑な連携が進むよう、事例検討会を開催します。	医療・福祉・教育等、関係機関と連携を図り、こころの健康に関する相談支援・ケース会議を行いました。 また、事例検討会において、庁内関係課等とともに個別課題や地域課題を検討することで、メンタルヘルスにかかる課題について共有認識を持つとともに、それぞれの役割について相互理解を深める等、円滑な連携ができるよう努めました。 ・こころの健康づくりの機会数：13回 ・事例検討会開催回数：6回	B	こころの健康づくりを推進するため、こころの健康づくりの啓発を2か月に1回以上行うほか、医療・福祉等関係機関と連携を図り、こころの健康に関する相談支援を行います。 また庁内関係課との円滑な連携が進むよう、事例検討会を開催します。	継続
【健康増進課】							
草津市スクールソーシャルワーカー配置事業		児童生徒への相談対応や環境調整、福祉制度との連携などのため、「スクールソーシャルワーカー」を各学校に派遣します。	社会福祉の専門的な知識・技能を活用し、課題のある児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域・関係機関をつなぎ、児童生徒の個々の課題解決に向けて支援を行います。ケース会議にも参加し、必要な指導・助言を行います。 今年度より、市委託2名を会計年度任用職員化し、各校に概ね週1回巡回することで、教員が専門家に相談しやすい体制づくりを行うとともに、子どものSOSの早期発見、早期対応につなげます。 市配置3名（特定任期付職員1名、会計年度任用職員2名）、県派遣3名の計6名で、子どもや保護者の支援を進めます。	社会福祉の専門的な知識・技能を活用し、課題のある児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域・関係機関をつなぎ、児童生徒の個々の課題解決に向けて支援を行いました。 また、各校に概ね週1回巡回することで、教員が専門家に相談しやすい体制づくりを行うとともに、子どものSOSの早期発見、早期対応につなげました。 ・相談件数：3,694件	B	社会福祉の専門的な知識・技能を活用し、課題のある児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域・関係機関をつなぎ、児童生徒の個々の課題解決に向けて支援を行います。ケース会議にも参加し、必要な指導・助言を行います。 スクールソーシャルワーカーが各校に概ね週1回巡回することで、教員が専門家に相談しやすい体制づくりを行うとともに、子どものSOSの早期発見、早期対応につなげます。 市配置3名（特定任期付職員1名、会計年度任用職員2名）、県派遣3名の計6名で、子どもや保護者の支援を進めます。	継続
【児童生徒支援課】							
やまびこ教育相談室運営事業		「やまびこ教育相談室」において、不登校対応を中心とした、児童生徒への相談や体験活動を通じて社会的自立に向けた支援を行います。	保護者および児童生徒向けの案内の配信（年2回予定）を通して利用の増進を図ります。また、不登校の保護者の会を開催し（年3回予定）保護者支援を行います。SSWが2名増員し配置されたことで、児童生徒の在籍校や他機関との連携や協働しながら、多様なニーズに応じた柔軟な支援を展開していきます。	保護者および児童生徒向けの案内の配信（年2回）、不登校保護者の会（年3回）を実施しました。やまびこ教室の利用者が前年より6人増え、体験活動や小集団活動等を通じて社会的自立に向けた支援を実施しました。	B	保護者および児童生徒向けの案内の配信（長期休み前後）を通して利用の増進を図ります。また、不登校の保護者の会を開催し（年3回予定）保護者支援を行います。心理士を配置し、心理面談やアセスメントを通じた支援の充実ならびに土曜日の電話相談を開始し、相談の充実も図ります。	継続
【教育研究所】							

目標2	いのちと健康を守ることができる					
施策4	精神保健福祉対策の強化					
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
障害者福祉センター管理運営事業〔精神サロン分〕 湖南地域地域活動支援センター事業〔精神サロン分〕 【障害福祉課】	・精神障害のある人を対象とするサロン事業を実施し、精神障害のある人の自立や社会参加、社会復帰を促進します。	精神障害のある人を対象とするサロン事業について、利用者のニーズや、利用のしやすさ等を考慮したサロンの在り方について検討をしながら、精神障害者のある人の自立や社会参加、社会復帰を促進します。	・障害者福祉センターでは、従来のサロンのあり方について検討し、令和6年7月より、利用者のニーズにも応じられるよう、一人一人の時間を大切にすることをコンセプトとしたサロンを開始し、個々に自由に安心して過ごせる場を提供することで、精神障害者のある人の自立や社会参加、社会復帰を促進しました。 ・湖南地域地域活動支援センター風では、時間やプログラム参加の枠組みの緩さ、利用手続きの簡易さを強みにして実施しました。	B	精神障害のある人を対象とするサロン事業について、利用者のニーズや、利用のしやすさ等を考慮したサロンの在り方について検討をしながら、精神障害者のある人の自立や社会参加、社会復帰を促進します。	継続
地域生活支援事業〔啓発事業分〕 【障害福祉課】	精神疾患や精神障害に対する理解や差別解消を図るため、啓発事業を行います。	団体等と協力しながら、精神障害者に対する理解や差別解消を図るめ、啓発を啓発をしていきます。	精神疾患や精神障害に対する理解や差別解消を図るため、啓発事業を行いました。 ・講演会：1回	B	引き続き団体等と協力しながら、精神障害者に対する理解や差別解消を図るめ、啓発を啓発をしていきます。	継続
重層的支援体制整備事業 【人とくらしのサポートセンター】	課題が複雑化・複合化した事例や狭間の課題について解決するために、関係機関の役割の整理・支援の方向性を示します。	各分野・専門職の対応力を高め、支援関係機関同士の連携を円滑にすることで、相談支援体制の充実を図ります。	複雑化・複合的した課題を抱える世帯等のコーディネート会議等を開催し、課題の整理と支援の方向性の検討・共有を行いました。また、希求力が低く適切な支援者とながりにくい人を、アウトリーチ支援や参加支援による伴走的な支援につなぐことができました。 ・コーディネート会議開催数：47回	B	コーディネート会議等を通じた支援体制の課題集約をすすめ、支援関係課や関係機関との分野横断的に連携した支援体制の強化を図ります。	継続
社会福祉事業振興事業 【人とくらしのサポートセンター】	ひきこもり傾向にある若者等の社会参加を図るため、居場所や活動の場の提供等に対する活動を支援します。	ひきこもりの状態の人・家庭の情報の集約や訪問支援、長期的サポートを行うための相談支援を実施し、ひきこもり傾向にある若者等の社会参加を図るために居場所や活動の場の提供等に対する活動を支援します。	ひきこもり状態の人や家族に対して、長期的サポートを行うために訪問支援や相談支援を実施しました。また、ひきこもり傾向にある若者等の社会参加を図るために居場所や活動の場の提供等に対する活動を支援しました。 ・ひきこもり相談人数：74件	B	ひきこもりの状態の人や家族の長期的サポートを行うための家庭の情報集約や訪問支援も含めた相談支援を引き続き実施し、ひきこもり傾向にある若者等の社会参加を図るために居場所や活動の場の提供等に対する活動を支援します。	継続

目標2	いのちと健康を守ることができる					
施策5	保健・医療の充実					
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
湖南地域広域行政組合負担金事務 【健康増進課】	湖南広域休日急病診療所の運営のため、広域行政組合の負担金を提出します。	湖南広域休日急病診療所の診療体制の充実と空白日なく安定した運営のため、継続して広域行政組合の負担金を提出します。	継続して広域行政組合の負担金を提出し、湖南広域休日急病診療所の診療体制の充実と安定した運営を行いました。 ・診療日数 72日、受診者数 6,531人	B	湖南広域休日急病診療所の診療体制の充実と空白日なく安定した運営のため、継続して広域行政組合の負担金を提出します。	継続
かかりつけ医普及促進事業 【健康増進課】	草津栗東医師会と連携して、医療や健康に関する疑問について話をする「おでかけドクターとお気軽トーク」を実施し、かかりつけ医等の普及を促進します。	健康や薬、フレイル予防等の各テーマに沿った出前講座等を開催し、ドクターや薬剤師と気軽に話をする機会を提供します。また、健康イベントにて歯科相談会を実施します。	依頼のあった団体に対する出前講座や、健康イベントでの歯科相談会の実施により、かかりつけ医等の普及を促進しました。 ＜出前講座＞ ・お出かけドクター：6回 ・お出かけ薬剤師：9回	B	健康や薬、フレイル予防等の各テーマに沿った出前講座等を開催し、ドクターや薬剤師と気軽に話をする機会を提供します。 また、健康イベントにて歯科相談会を実施します。	継続
救急医療情報システム運営負担金事務 【健康増進課】	救急医療情報システムの運営に係る負担金を提出します。	「医療ネット滋賀」および電話・FAXでの医療機関案内サービス維持のための一部負担金を提出します。	インターネットでの検索システム「医療ネット滋賀」および電話・FAXでの医療機関案内サービス維持のための一部負担金を担い、救急医療情報の提供に寄与しました。	B	「医療ネット滋賀」および電話・FAXでの医療機関案内サービス維持のための一部負担金を提出します。	継続
健康相談事業 【健康増進課】	生活習慣病の予防ができるよう、保健師等が生活習慣の改善にむけての相談を実施します。	電話での相談も含め、希望者と日程を随時併せるなど、生活習慣病の予防をめざした相談を実施していきます。	対面や電話で、保健師等が生活習慣の改善にむけた相談を実施しました。 ・栄養相談：延べ15人 ・生活習慣病相談：延べ2人	B	電話での相談も含め、希望者と日程を随時併せるなど、生活習慣病の予防をめざした相談を実施していきます。	継続
健康診査事業 【健康増進課】	生活習慣病の予防と早期発見・対応を目的として、各種健（検）診を実施します。	医療機関での個別けん診及び集団けん診を実施します。 集団けん診については、予約枠を拡大するとともに、託児支援を行う等、予約しやすい環境づくりを行います。また、行動経済学「ナッジ理論」を取り入れたがん検診個別勧奨通知を69歳までの各がん検診対象者に対して送付するとともに、一定の対象者に対し、大腸がん検便キットを送付します。子宮頸がん・乳がん検診については、節目年齢に無料クーポン券を送付し、未受診者には再勧奨通知を実施します。生活習慣病の予防およびがんの早期発見・早期治療に向けて周知・啓発を行います。	各種けん診を実施しました。集団けん診については、予約枠の拡大、Web予約の実施とともに、託児支援を受けられる環境づくりを行いました。 ナッジ理論を取り入れた個別勧奨通知を69歳までの各がん検診対象者に対して送付するとともに、一定の対象者に対し、大腸がん検便キットを送付しました。 子宮頸がん・乳がん検診については、節目年齢に無料クーポン券を送付し、未受診者には再勧奨通知を実施しました。個別勧奨通知やSNS等を活用し、生活習慣病の予防およびがんの早期発見・早期治療に向けて周知・啓発を行い、幅広い市民に対し健康増進を図ることができました。 ＜受診者数＞ ・メタボ予防健康診査 265人 ・肝炎ウイルス検診 574人 ・肺がん・結核検診 7,273人 ・胃がん検診 798人 ・子宮頸がん検診 4,213人 ・乳がん検診 2,603人 ・大腸がん検診 6,201人	B	医療機関での個別けん診および集団けん診を実施します。 集団けん診については、予約枠および実施会場の拡大やWeb予約の実施、託児支援を行い、予約しやすい環境づくりを行います。 ナッジ理論を取り入れた勧奨通知によるがん検診個別勧奨と大腸がん検査キット送付による再勧奨を行います。子宮頸がん・乳がん検診の節目年齢の対象者に無料クーポン券を送付し、勧奨通知、再勧奨通知を実施します。生活習慣病の予防およびがんの早期発見・早期治療に向けて周知・啓発を行います。	継続
歯科保健指導事業 【健康増進課】	歯科保健指導を行うほか、湖南地域障害者通所施設歯科保健連絡会の活動を通じて、障害のある人の歯科保健の充実を図ります。	湖南地域障害者通所施設歯科保健連絡会と連携し、歯科保健集団指導を実施します。	湖南地域障害者通所施設歯科保健連絡会と連携し、事業所2か所に対して歯科保健集団指導を行いました。	B	湖南地域障害者通所施設歯科保健連絡会と連携し、歯科保健集団指導を実施します。	継続
未熟児養育医療給付事業 【子育て相談センター】	出生体重が2,000g以下または医師（指定養育医療機関）の判断により入院を必要とする満1歳未満の乳児に対して、その養育に必要な医療に要する費用の一部を給付します。	出生体重が2,000g以下または医師（指定養育医療機関）の判断により入院による医療を必要とする満1歳未満の乳児に対して、その養育に必要な医療に要する費用の一部を給付します。	出生体重が2,000g以下または医師（指定養育医療機関）の判断により入院を必要とする満1歳未満の乳児に対して、その養育に必要な医療に要する費用の一部を給付を行いました。 ＜申請状況＞ ・社保：新規 40人（延べ103人） ・国保：新規 3人（延べ8人）	B	出生体重が2,000g以下または医師（指定養育医療機関）の判断により入院による医療を必要とする満1歳未満の乳児に対して、その養育に必要な医療に要する費用の一部を給付します。	継続

目標2	いのちと健康を守ることができる					
施策5	保健・医療の充実					
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
自立支援医療給付事業 【障害福祉課】	障害のある人の医療負担の軽減のため、自立支援医療として、更生医療、育成医療、精神通院医療を給付します。	今後も障害のある人の医療負担の軽減のため、自立支援医療の給付を行います。	障害のある人の医療負担の軽減のため、自立支援医療として、更生医療、育成医療、精神通院医療を給付しました。 <給付人数> ・更生医療：385人 ・育成医療：33人 ・精神通院医療：2,579人	B	引き続き障害のある人の医療負担の軽減のため、自立支援医療の給付を行います。	継続

目標3	安心して日常生活がおくれる					
施策6	相談体制の強化					
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
地域生活支援拠点等の整備・充実事業	障害のある人や難聴患者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、相談および緊急時の受け入れ体制の強化を湖南福祉圏域4市で図ります。また、自立支援協議会を活用し、拠点等の運営や活動の対する評価を行います。	地域生活支援拠点等の整備に向けて短期入所事業所を中心とした事業所登録を上半期中に実施し、緊急時の受け入れ・対応にかかる機能を整えます。 また、下半期には、地域生活支援拠点等にかかるプロジェクト会議（湖南4市および事業所等）や自立支援協議会等を活用しながら、体制整備した機能について実施状況を評価検証するとともに、地域課題の抽出および対応策の検討を行います。	地域生活支援拠点等の整備については、地域生活支援拠点等に求められる5つの機能のうち、湖南圏域内の障害児者やその家族、各事業所等からニーズの高い緊急時の受け入れ・対応について、地域にある社会資源を活用して事業への登録を進めていく必要があることから、市内の短期入所事業所や相談支援事業所を訪問し、当事業の説明を行いました。 その結果、令和6年度末時点で、圏域内に22事業所（市内短期入所：2事業所、相談支援：6事業所）の登録を得ることができました。 また、各機関の役割や地域生活支援拠点として担う機能の運用内容、緊急事態の発生時における流れ等を記載した新たな事業ガイドライン（改訂版）を作成しました。	B	緊急時の受け入れ・対応にかかる機能を中心に5つの機能を充実させるために、引き続き、登録事業所の増加に向けた訪問活動を行います。 また、地域生活支援拠点等にかかるプロジェクト会議（湖南4市および事業所等）や自立支援協議会等を活用しながら、実施状況等の評価検証を行います。	継続
【障害福祉課】						
障害者福祉センター管理運営事業	・障害者福祉センターを中心として、施策分野に応じた専門的な相談窓口との連携など、総合的な相談支援体制を構築します。 ・誰もが利用しやすい施設となるよう、適切に施設管理を行います。	・障害者福祉センターを中心として、施策分野に応じた専門的な相談窓口との連携など、総合的な相談支援体制を構築します。 ・誰もが利用しやすい施設となるよう、適切に施設管理を行います。	・障害者福祉センターにて、障害福祉や高齢分野、医療分野等さまざまな機関と連携した専門的な相談窓口を構築しました。 ・誰もが利用しやすい施設となるよう、設備点検や感染症対策等を行い、適切に施設管理を行いました。	B	・障害福祉や高齢分野など施策分野に応じた専門的な相談窓口との連携など、総合的な相談支援体制を構築します。 ・誰もが利用しやすい施設となるよう、適切に施設管理を行います。	継続
【障害福祉課】						
湖南地域地域活動支援センター事業	湖南福祉圏域における相談支援事業の充実を図ります。	精神障害者本人だけでなく、家族全体を支援することが必要な複雑・多様化した相談案件が増加しており、高齢分野や子育て分野等を巻き込んだ横断的な支援が必要であることから、関係支援機関との更なる連携・強化を実施し、相談支援事業の充実を図ります。	同行支援や電話相談の支援件数が増加したことから、相談支援件数が増加しました。また、虐待ケースや重複障害者支援、精神障害者の家族支援など、困難ケースと言われる事案についても訪問を頻回に行いながら、多くの関係支援機関と密な連携を図り、情報収集や情報共有を行い、相談支援事業を実施することができました。	B	精神障害者本人だけでなく、家族全体を支援することが必要な複雑・多様化した相談案件が増加しており、高齢分野や子育て分野等を巻き込んだ横断的な支援が必要であることから、関係支援機関との更なる連携・強化を実施し、相談支援事業の充実を図ります。	継続
【障害福祉課】						
発達支援センター運営事業 〔障害児相談支援分〕	障害福祉サービスを利用する人を対象に、サービス利用時に障害児支援利用計画の策定、サービスの利用状況の検証と見直し等を行い、障害児相談支援給付費を支給します。	・子どもの発達支援や保護者の育児負担の軽減等、多様な福祉サービスのニーズに対して、障害児支援利用計画を策定するとともにきめ細やかな相談支援を行います。 ・障害児相談支援事業所体制強化費補助金を活用し、新規事業所の開設につなげ、福祉サービスの利用者がが不安や悩みを相談できる体制の充実を図ります。	・こどもの発達支援や保護者の育児負担の軽減等、多様な福祉サービスのニーズに対して、障害児支援利用計画を策定し、きめ細やかな相談支援を行いました。 ▶実人数：202人 ▶延べ人数：1,420人 ・障害児相談支援事業所体制強化費補助金を活用し、新規事業所の開設につなげ、福祉サービスの利用者がが不安や悩みを相談できる体制の充実を図りました。 ▶実人数：276人 ▶延べ人数：549人	B	・こどもの発達支援や保護者の育児負担の軽減等、多様な福祉サービスのニーズに対して、障害児支援利用計画を策定するとともにきめ細やかな相談支援を行います。 ・障害児相談支援事業所体制強化費補助金を活用し、新規事業所の開設につなげ、福祉サービスの利用者がが不安や悩みを相談できる体制の充実を図ります。	継続
【発達支援センター】						
計画相談支援給付事業	障害福祉サービスを利用する人を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画の策定、サービスの利用状況の検証と見直し等を行い、計画相談支援給付費を支給します。	障害福祉サービスの利用ニーズは年々増加していますが、相談支援事業所と連携し、利用者全員がより適切で効果的なサービス利用ができるよう、サービス利用時にサービス等利用計画の策定を行います。	相談支援事業所と協力連携し、利用者全員がより適切で効果的なサービス利用ができるよう、サービス利用時にサービス等利用計画の策定を行いました。 ・1,021件（計画作成率100％）	B	障害福祉サービス利用者が抱える課題の解決やより適切で効果的なサービスが利用できるよう、サービス等利用計画の策定、サービスの利用状況の検証と見直し等を行い、計画相談支援給付費を支給します。	継続
【障害福祉課】						
相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施できるよう専門職員を配置し相談機能の強化を図ります。	相談支援事業が適正かつ円滑に実施できるよう専門職員を配置し、研修に積極的に参加をし、相談機能の強化を図ります。	専門職員を配置して、スムーズに適切なサービス利用ができるよう、障害支援区分認定に係る申請者の相談、調査に取り組みしました。	B	相談支援事業が適正かつ円滑に実施できるよう、引き続き専門職員を配置し、相談機能の強化を図るとともに、各種研修に積極的に参加する等、職員のスキル向上に取り組みます。	継続
【障害福祉課】						
基幹相談支援事業〔基幹相談支援センターのうち相談支援に関すること〕	基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取り組みを図ります。	基幹相談支援センターの周知を一層図り、障害者相談の窓口機能を充実させるとともに、困難事例における支援体制の構築や、スーパーバイザーとしての助言・指導を行い、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取り組みを図ります。	総合的・専門的な相談支援として、困難事例のケース会議への参加等を通して、地域の事業所に対する助言、指導を行いました。また、地域の相談支援体制の強化の取組として、相談支援事業所への巡回訪問や、相談支援従事者を対象とした研修会の開催、自立支援協議会（相談支援部会）における事例検討等を実施しました。 ・総合的・専門的な相談支援件数：392件 ・地域の相談支援体制の強化の取組：相談員スキルアップ研修 2回、相談支援部会（事例検討） 6回	B	基幹相談支援センターの周知を一層図り、障害者相談の窓口機能を充実させるとともに、困難事例における支援体制の構築や、スーパーバイザーとしての助言・指導を行い、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取り組みを図ります。 特に、地域の相談支援従事者の人材確保と育成を推進するため、相談支援事業所への巡回訪問や研修会の開催を通じて、相談支援従事者のフォロー体制を充実させてまいります。	継続
【障害福祉課】						

目標3	安心して日常生活がおくれる					
施策6	相談体制の強化					
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
指定特定相談支援体制強化事業 【障害福祉課】	市内に拠点をおく中核的な相談支援事業所に対して、計画相談員の確保を図るために補助金を交付するとともに、市内に居住する障害福祉サービスを利用する人が必要なサービスを利用するにあたり適宜相談できる体制の強化のために、相談支援事業所に対して補助金を交付します。	指定特定相談支援事業所が、相談支援の実施を維持するために体制強化に必要な補助を行います。	指定特定相談支援事業所が、相談支援の実施を維持するために体制強化に必要な補助を行いました。 ・12事業所（延べ513件）	B	引き続き、指定特定相談支援事業所が、相談支援の実施を維持するために体制強化に必要な補助を行います。	継続
地域相談支援給付事業 【障害福祉課】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な地域相談支援サービス（地域移行支援、地域定着支援）に係る地域相談支援給付費を支給します。	長期入院者等が地域で安心した生活を送るための支援を実施します。	長期入院者等が住み慣れた地域で安心して生活を送れるように地域生活へ移行するための支援を実施しました。 ・延べ：6人	B	施設や病院に長期的に入所・入院している者に対し、その者が退所・退院する際に地域で安心して自分らしい生活が送れるよう、新しい生活の準備等を支援します。	継続
子ども・若者総合相談窓口事業 【こども家庭若者課】	さまざまな悩みを抱える子どもや若者、その家族の支援をします。	さまざまな悩みを抱える子どもや若者、その家族からの相談に対応し、必要に応じて、カウンセリングや訪問なども行います。また、関係機関と連携し、支援の充実を図ります。	悩みを抱える子どもや若者、その家族からの相談を受け、必要に応じて関係機関と連携しながらカウンセリングや訪問、若者居場所の利用につなぎました。 ・相談人数：145人 ・カウンセリング：88件（延べ） ・訪問：41回（延べ） ・若者居場所の利用人数：329人（延べ）	B	悩みを抱える子どもや若者、その家族の相談できるよう、引き続き関係機関への周知・啓発を行います。また、相談内容に応じてカウンセリングや訪問、若者居場所の利用などにつなぎます。	継続
福祉の総合相談窓口事業 【人とくらしのサポートセンター】	多様で複合的な生活課題を抱える人の相談を受け、相談者に寄り添いながら、共に課題を整理し、適切な支援を行います。	生活困窮者だけでなく多様で複合的な問題や悩みについて相談を受け、助言や情報提供等を行うとともに、支援を行う関係部局や関係機関等との連携により、解決に向けて必要な支援につなげます。	複合的な課題の解決に向け、福祉の総合相談を実施しました。また、庁内関係課や外部機関とも連携を推進するとともに、生活困窮者自立支援事業なども活用し、必要な支援利用に繋ぎました。 ・相談人数：670人（生活困窮：606人、総合相談：64人）	B	当センターの周知を図りながら、生活困窮者だけでなく多様で複合的な問題や悩みについて相談を受け、生活困窮者自立支援制度等の活用とともに関係部局や関係機関等との連携により、解決に向けて必要な支援につなげます。	継続

目標3	安心して日常生活がおくれる					
施策7	日常生活支援の充実					
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
訪問系サービス給付事業 【障害福祉課】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）に係る介護給付費を支給します。	ケアマネジメントを踏まえて、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）に係る介護給付費を支給します。	支援を必要とする人やその家族に対して、それぞれのニーズに合わせて作成された計画を基に、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）に係る介護給付費を支給しました。 ＜利用者数＞ ・居宅介護 延べ5,001人 ・重度訪問介護 延べ 603人 ・行動援護 延べ 890人 ・同行援護 延べ 505人	B	支援を必要とする人やその家族に対して、それぞれのニーズに沿って作成された計画を基に、必要なサービス量を精査、見直しを行い、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）に係る介護給付費を支給します。	継続
日中活動系サービス等給付事業〔就労関係以外〕 【障害福祉課】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。	ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。	支援を必要とする人やその家族に対して、それぞれのニーズに合わせて作成された計画を基に、必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給しました。 ＜利用者数＞ ・生活介護 延べ3,021人 ・自立訓練 延べ 234人 ・療養介護 延べ 189人 ・短期入所 延べ1,074人	B	支援を必要とする人やその家族に対して、それぞれのニーズに沿って作成された計画を基に、必要なサービス量を精査、見直しを行い、必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。	継続
補装具給付事業 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 障害者紙おむつ助成事業 【障害福祉課】	・補装具の購入または修理に要する費用について、補装具費を支給します。 ・軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入または修理に要する費用を助成します。 ・在宅の常時紙おむつを必要とする重度障害のある人に対して、紙おむつの購入費用を助成します。	・補装具の購入または修理に要する費用について、補装具費を支給します。 ・難聴児の健全な言語及び社会性の発達を支援するために引き続き補聴器の購入又は修理に要する費用を助成します。 ・在宅の常時紙おむつを必要とする重度障害のある人に対して、引き続き紙おむつの購入費用を助成します。	・補装具の購入または修理に要する費用について、補装具費を支給しました。 ・難聴児の健全な言語及び社会性の発達を支援するために引き続き補聴器の購入又は修理に要する費用を助成しました。 ▶補助件数：1件 ・在宅の常時紙おむつを必要とする重度障害のある人に対して、引き続き紙おむつの購入費用を助成しました。 ▶延べ利用者数：224人	B	・身体に適合した補装具を利用することで日常生活や就労、就学の能率を向上するため、補装具の修理や購入に要する費用を助成します。 ・難聴児の聴力や言語発達、社会性の向上のため、補聴器の修理や購入に要する費用を助成します。 ・在宅の常時紙おむつを必要とする重度障害のある人に対して、引き続き紙おむつの購入費用を助成します。	継続
地域生活支援事業〔情報受発信、精神保健福祉対策以外〕 【障害福祉課】	・障害のある人が外出する時の移動支援事業、介護者の就労支援やレスパイトを目的とした日中一時支援事業、自宅での入浴が困難な寝たきり等の重度障害のある人に対する訪問入浴サービス事業を行います。 ・日常生活用具の購入または貸与に要する費用について、日常生活用具費を支給します。	・安全な外出や余暇支援の充実を目的とした支援を行います ・引き続き、障害のある人が外出する時の移動支援事業、介護者の就労支援やレスパイトを目的とした日中一時支援事業、自宅での入浴が困難な寝たきり等の重度障害のある人に対する訪問入浴サービス事業を行います。 ・引き続き日常生活用具の購入または貸与に要する費用について、日常生活用具費を支給します。	・障害のある人が外出する時の移動支援事業、介護者の就労支援やレスパイトを目的とした日中一時支援事業、自宅での入浴が困難な寝たきり等の重度障害のある人に対する訪問入浴サービス事業を行いました。 ＜利用者数＞ ・移動支援事業 延べ2,799人 ・日中一時支援事業 延べ1,934人 ・訪問入浴サービス 延べ 194人 ・日常生活用具の購入または貸与に要する費用について、日常生活用具給付費を支給しました。 ▶給付件数：延べ3,011件	B	・安全な外出や余暇支援の充実を目的とした支援を行います ・引き続き、障害のある人が外出する時の移動支援事業、介護者の就労支援やレスパイトを目的とした日中一時支援事業、自宅での入浴が困難な寝たきり等の重度障害のある人に対する訪問入浴サービス事業を行います。特に、訪問入浴サービスについては、利用回数を草津市デイサービス事業の利用有無に関わらず週1回にし、18歳未満の障害児も対象とするといった事業の拡大を行います。 ・引き続き日常生活用具の購入または貸与に要する費用について、日常生活用具費を支給するとともに、人工呼吸器外部バッテリーの給付対象化やストーマ装具の基準額引き上げといった所要の見直しを行います。	拡大
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 【子育て相談センター】	小児慢性特定疾病の認定を受けた人(児童福祉法または障害者総合支援法による施策の対象とならない人)に、日常生活用具を給付します。	小児慢性特定疾病の認定を受けた人(児童福祉法または障害者総合支援法による施策の対象とならない人)に対し、日常生活の便宜を図る事を目的として、日常生活用具の給付を行います。	小児慢性特定疾病の認定を受けた人に、日常生活用具の給付を行います。 ・給付件数：2件 ・給付内容：人工鼻、紫外線カットクリーム	B	引き続き、小児慢性特定疾病の認定を受けた人(児童福祉法または障害者総合支援法による施策の対象とならない人)に対し、日常生活の便宜を図る事を目的として、日常生活用具の給付を行います。	継続

目標3	安心して日常生活がおくれる					
施策8	住まいの確保					
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
居住系サービス給付事業 【障害福祉課】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な居住系サービス（施設入所支援、共同生活援助〔グループホーム〕）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。	ケアマネジメントを踏まえて、必要な居住系サービス（施設入所支援、共同生活援助〔グループホーム〕）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。	支援を必要とする人やその家族に対して、それぞれのニーズに合わせて作成された計画を基に、必要な居住系サービス（施設入所支援、共同生活援助〔グループホーム〕）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給しました。 <利用者数> ・施設入所支援 延べ663人 ・共同生活援助〔グループホーム〕 延べ1,801人	B	支援を必要とする人やその家族に対して、それぞれのニーズに沿って作成された計画を基に、必要なサービスを精査、見直しを行い、必要な居住系サービス（施設入所支援、共同生活援助〔グループホーム〕）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。	継続
公営住宅長寿命化・建替促進事業 【市営住宅課】	公営住宅の長寿命化工事や建替えを通じて、障害のある人の居住の確保への寄与を図ります。	草津市公営住宅建替基本計画に基づき、建替えに向けて他市町の事例等を参考に事業を進めていきます。	草津市公営住宅建替基本計画に基づいた建替えに向けて、入居予定者に住戸形態の希望調査等を行い、バリアフリー等に配慮した事業検討を行いました。 また、常盤団地長寿命化工事において、住戸内の段差解消等の改修工事を実施しました。	B	草津市公営住宅建替基本計画に基づき、建替えに向けて入居予定者の意向に沿った事業を進めていきます。	継続
公営住宅供給促進事業 【市営住宅課】	公営住宅において、障害のある人に対する個別の入居要件を設けるとともに、車いす利用者向け住居等を確保します。	引き続き障害のある人等に対する抽選倍率の優遇措置を行います。 年2回の定期募集にて、車いす利用者向け住居の空家がある場合は、入居者募集を行います。	車いす利用者向け住居の空き家（1戸）の募集を行い、車いす利用者の入居に繋げることができました。 なお、入居者募集にあたっては、障害のある人等に対する抽選倍率の優遇措置を行いました。	B	5月、11月に入居者募集を予定しており、車いす利用者向け住居の空家がある場合は、車いす利用者向けの募集を行います。 また、引き続き障害のある人等に対する抽選倍率の優遇措置を行います。	継続
居住支援促進事業 【建築政策課】 (人とくらしのサポートセンター) (障害福祉課)	障害のある人が円滑に民間賃貸住宅を確保できるよう、居住支援に係る相談体制の整備を進めます。	障害のある人が円滑に民間賃貸住宅を確保できるよう、居住支援を支える民間事業者との連携強化による相談体制の整備に向けた調査や検討を進めてまいります。	障害のある人が円滑に民間賃貸住宅を確保できるよう、居住支援を支える民間事業者（居住支援法人）と市の福祉部局、住宅部局が連携する草津市居住支援協議会の発足を通じた相談体制の整備に向けた調査や検討を進めました。	B	障害のある人が円滑に民間賃貸住宅を確保できるよう、居住支援を支える民間事業者（居住支援法人）と市の福祉部局、住宅部局が連携する草津市居住支援協議会を軸とした相談体制の整備、充実に取り組みます。	継続

目標3	安心して日常生活がおくれる					
施策9	家族等への支援の充実					
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
24時間対応型利用制度支援事業 【障害福祉課】	セーフティネット等サービス事業（デイケア・ナイトケア等サービス事、障害福祉サービス対象外事業）を実施し、障害のある人への支援体制の充実を図ることで、家族等の介護負担の軽減を図ります。	セーフティネット等サービス事業（デイケア・ナイトケア等サービス事、障害福祉サービス対象外事業）を湖南地域障害者生活支援センターにおいて実施し、障害のある人への支援体制の充実と家族等の介護負担の軽減を図ります。	セーフティネット等サービス事業（デイケア・ナイトケア等サービス事、障害福祉サービス対象外事業）を湖南地域障害者生活支援センターにおいて実施し、デイケアにおいて、前年度より利用数が増加しました。障害者の特性に応じた柔軟な支援体制を構築し、家族等の介護負担の軽減を図りました。	B	セーフティネット等サービス事業（デイケア・ナイトケア等サービス事、障害福祉サービス対象外事業）を湖南地域障害者生活支援センターにおいて実施し、障害のある人への支援体制の充実と家族等の介護負担の軽減を図ります。	継続
子育て支援事業 【子育て相談センター】	ファミリー・サポート・センターの利用に対して助成します。	障害児が利用する際に、依頼会員への利用料の助成と、提供会員への報酬の助成を行い、障害児がおられる家庭の負担の軽減を図るとともに、地域の子育て支援の充実を図ります。また、対象者へ助成制度の周知を行います。	障害児が利用する際に、依頼会員への利用料の助成と、提供会員への報酬の助成を行い、障害児がおられる家庭の負担の軽減を図るとともに、地域の子育て支援の充実を図りました。また、対象者へ助成制度の周知を行いました。 ・延べ利用者数：75件	B	引き続き、障害児が利用する際に、依頼会員への利用料の助成と、提供会員への報酬の助成を行い、障害児がおられる家庭の負担の軽減を図るとともに、地域の子育て支援の充実を図ります。また、対象者へ助成制度の周知を行います。	継続
日中一時支援事業 【障害福祉課】	障害のある人の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図るための支援を行うとともに、医療的ケアの必要な子どもへの対応も行います。	障害のある人の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図るための支援を行います。また、日中一時支援事業が適切に運用されるために、新規で委託契約を結ぶ事業所の調査を徹底して行います。	障害のある人の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図るための支援を行いました。また、日中一時支援事業が適切に運用されるために、新規で委託契約を結ぶ事業所を訪問し、適切な環境で事業が実施されるかの調査を行いました。 ・日中一時支援事業　利用者数：延べ1,934人	B	障害のある人の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図るための支援を行います。また、日中一時支援事業が適切に運用されるために、新規で委託契約を結ぶ事業所の調査を徹底し、必要に応じて現在事業を実施されている事業所の調査を行います。	継続
医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業 【障害福祉課】	県立養護学校に在籍する日常的に医療的ケアが必要な児童生徒のうち、通学途中に医療的ケアが必要なためにスクールバスに乗車できない児童生徒について、保護者の送迎に係る負担を軽減し、通学のしやすさの向上を図るため、当該児童を道路運送事業者と看護師が保護者の代わりに県立養護学校と自宅の間の送迎を行います。	県立養護学校に在籍する日常的に医療的ケアが必要な児童生徒のうち、通学途中に医療的ケアが必要なためにスクールバスに乗車できない児童生徒について、保護者の送迎に係る負担を軽減し、通学のしやすさの向上を図るため、当該児童を道路運送事業者と看護師が保護者の代わりに県立養護学校と自宅の間の送迎を行います。	看護事業所および運送事業所に協力いただき、医療的ケア児童生徒の通学支援を実施し、保護者の身体的・精神的負担の軽減を図りました。	B	県立養護学校に在籍する日常的に医療的ケアが必要な児童生徒のうち、通学途中に医療的ケアが必要なためにスクールバスに乗車できない児童生徒について、保護者の送迎に係る負担を軽減し、通学のしやすさの向上を図るため、当該児童を道路運送事業者と看護師が保護者の代わりに県立養護学校と自宅の間の送迎を行います。	継続

目標3	安心して日常生活がおくれる					
施策10	経済的負担の軽減					
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
高額障害福祉サービス等給付事業 【障害福祉課】	世帯における障害福祉サービス等の利用者負担額の合計額が一定の基準額を超えた場合に、申請により超過分の金額を高額障害福祉サービス等給付費として支給します。	世帯における障害福祉サービス等の利用者負担額の合計額が一定の基準額を超えた場合の者や、一定の条件を満たす介護保険移行者に対して、利用した障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担分を高額障害福祉サービス等給付費として支給します。	同一世帯における障害福祉サービス等の利用者負担額の合計額が一定の基準額を超えた場合の者に加え、法改正に伴い、条件を満たす介護保険移行者に対して、利用した障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの令和5年4月1日以降の利用者負担分を高額障害福祉サービス等給付費として支給しました。 ・支払件数：366件	B	同一世帯に障害福祉サービス等を利用する者が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により、世帯における利用者負担を負担上限月額まで軽減を図ります。	継続
特別障害者手当等給付事業 【障害福祉課】	重度障害によって、日常生活に常時介護が必要な人に対して、手当を支給します。	重度障害によって、日常生活に常時介護が必要な人に対して、手当を支給します。	重度障害によって、日常生活に常時介護が必要な人に対して手当を支給しました。 ・特別障害者手当：1,727件 ・障害児福祉手当：1,122件 ・福祉手当：24件	B	重度障害によって、日常生活に常時介護が必要な人に対して、引き続き手当を支給します。	継続
国民年金手続等事務 【保険年金課】	障害基礎年金の受給に係る案内、手続き等を行います。	引き続き、障害基礎年金に係る相談、案内、手続き等を行っています。	障害の状況により就労が困難な方に対し、障害基礎年金の受給に関する相談を実施し、受給に必要な裁定請求書を日本年金機構へ進達しました。 <相談件数> ・窓口相談：240件 ・電話相談：60件	B	引き続き障害基礎年金の受給に係る案内や相談、手続き等を行います。	継続
心身障害者（老人）福祉医療助成事業 【保険年金課】	身体障害や知的障害のある人が医療を受けたときの費用について、助成します。身体障害者手帳（1級～3級）所持者、療育手帳所持者等が対象となります。精神障害のある人の助成については、県の制度の拡大に基づき令和6年度から実施予定です。	身体障害や知的障害のある人が医療を受けたときの費用について、助成します。身体障害者手帳（1級～3級）所持者、療育手帳所持者等が対象となります。更に令和6年度から制度拡大を行い、精神障害者保健福祉手帳1級所持者等も助成の対象となります。	身体障害者手帳（1級～3級）所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者等を対象とし、身体障害や知的障害、精神障害のある人が医療を受けたときの費用を助成しました。 ・助成件数：86,920件 ・決算額：411,195千円	B	身体障害や知的障害、精神障害のある人が医療を受けたときの費用について、助成します。身体障害者手帳（1級～3級）所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者等が対象となります。	継続
精神障害者（老人）精神科通院医療助成事業 【保険年金課】	精神障害のある人の通院医療に必要な費用を助成します。精神障害者保健福祉手帳（1級または2級）所持者で、自立支援医療（精神通院医療）を受けている人が対象となります。	精神障害のある人の通院医療に必要な費用について、助成します。精神障害者保健福祉手帳（1級または2級）所持者で、自立支援医療（精神通院医療）を受けている人が対象となります。	精神障害のある人の通院医療に必要な費用について、助成しました。精神障害者保健福祉手帳（1級または2級）所持者で、自立支援医療（精神通院医療）を受けている人が対象となります。 ・助成件数：13,095件 ・決算額：17,721千円	B	精神障害のある人の通院医療に必要な費用について、助成します。精神障害者保健福祉手帳（1級または2級）所持者で、自立支援医療（精神通院医療）を受けている人が対象となります。	継続
自動車燃料・福祉タクシー運賃助成事業 【障害福祉課】	在宅の重度障害のある人が生活行動範囲を広げ、積極的に社会参加できるよう、自動車燃料費またはタクシーの料金の一部を助成します。	今後も、自動車燃料・福祉タクシー運賃助成が必要な方に対し、支援を続けていきます。	重度心身障害（児）者およびねたきり高齢者等が生活行動範囲を拡大することを目的とした自動車燃料費や福祉タクシー運賃等の助成を行うことにより、障害者等の積極的な社会参加促進を図りました。 ・交付人数：1,400人	B	今後も、自動車燃料・福祉タクシー運賃助成が必要な方に対し、支援を続けていきます。	継続
在宅重度障害者住宅改造費補助金事務 【障害福祉課】	在宅の重度障害のある人が、日常生活を容易にするための住宅改造に必要な費用の一部を助成します。	引き続き在宅の重度障害のある方が、日常生活を容易にするための住宅改造に必要な費用を助成します。	在宅の重度障害のある人が、日常生活を容易にするための住宅改造に必要な費用の一部を助成しました。 ・助成人数：3人	B	引き続き在宅の重度障害のある方が、日常生活を容易にするための住宅改造に必要な費用を助成します。	継続

目標3	安心して日常生活がおくれる						
施策11	制度の維持と適正運営						
主な事業		内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
福祉計画推進事業 【障害福祉課】 (発達支援センター)		「草津市障害者計画」に基づき、インクルーシブな地域社会づくりを推進するとともに、「草津市障害福祉計画・草津市障害児福祉計画」による計画的な障害福祉サービス事業量の確保を図ります。	「草津市障害者計画」に掲げている各施策の成果指標と、「草津市障害福祉計画・草津市障害児福祉計画」に設定している数値目標を達成できるよう努め、各計画の進捗状況の確認等を行います。また、次期計画に向けアンケート調査等を実施します。	「第3次草津市障害者計画」に掲げている各施策の成果指標および「第7期草津市障害福祉計画・第3期草津市障害児福祉計画」に設定している数値目標を達成できるよう努め、各計画の進捗状況について確認を行いました。	B	引き続き「第3次草津市障害者計画」に掲げている各施策の成果指標および「第7期草津市障害福祉計画・第3期草津市障害児福祉計画」に設定している数値目標を達成できるよう努め、各計画の進捗状況について確認を行います。	継続
重症心身障害者通所施設運営費補助事業 【障害福祉課】		重症心身障害者に特化した生活介護事業所の運営を支援するため、湖南福祉圏域4市で運営費を補助します。	重症心身障害者に特化した生活介護事業所たいう、かなえの運営費について、湖南福祉圏域4市で補助を行います。	重症心身障害者に特化した生活介護事業所たいう、かなえの運営費について補助対象とし、新要綱に基づき、たいよう、かなえについて湖南福祉圏域4市で運営費の補助を行いました。	B	重症心身障害者に特化した生活介護事業所たいう、かなえの運営費について、湖南福祉圏域4市で補助を行います。	継続
障害者自立支援事業所運営費補助金事務 【障害福祉課】		重症心身障害者や強度行動障害のある人等の通所支援を行うとともに、地域生活を継続できる地域基盤の充実を図るため、県内の障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人等に対して加算費を支給します。	引き続き、重症心身障害者や強度行動障害のある人等の通所支援を行うとともに、地域生活を継続できる地域基盤の充実を図るため、県内の障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人等に対して加算費を支給します。	重症心身障害者や強度行動障害のある人等の通所支援を行うとともに、地域生活を継続できる地域基盤の充実を図るため、県内の障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人等に対して加算費を支給しました。	B	引き続き、重症心身障害者や強度行動障害のある人等の通所支援を行うとともに、地域生活を継続できる地域基盤の充実を図るため、県内の障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人等に対して加算費を支給します。	継続
湖南地域重症心身障害者生活介護施設整備事業 障害福祉サービス事業所等整備事業 障害者グループホーム整備事業 【障害福祉課】		・湖南福祉圏域で不足が見込まれる、重症心身障害者に特化した生活介護事業所を湖南福祉圏域4市で整備に向けた検討を行います。 ・障害福祉サービス事業所等の施設やグループホームの整備に係る費用の一部を補助するなど、様々な支援により整備を促進します。	市内で建設されるグループホームについて、国・県等の補助金に加え、市単独補助金を交付します。	市内で建設される重度心身障害者のためのグループホームの整備事業に対し、交付決定を行いました。 ・交付決定：1事業所	B	・湖南福祉圏域で不足が見込まれる、重症心身障害者に特化した生活介護事業所を湖南福祉圏域4市で整備に向けた検討を行います。 ・市内における障害福祉サービス等の施設やグループホームの整備に係る費用の一部を補助します。	継続
障害支援区分認定事務 【障害福祉課】		障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するために必要な障害支援区分認定に係る相談や調査を行うとともに、障害者総合支援法草津市審査会を運営します。	障害福祉サービスを利用するために必要な障害支援区分認定に係る相談や適切な調査を行うとともに、草津市審査会の円滑な運営を図ります。	審査を受ける方の状況およびニーズの把握を行い、調査員や審査会委員との連携を図りながら質の高い審査が実施できる運営を行いました。 ・審査件数：337件	B	障害福祉サービスを利用するために必要な障害支援区分認定に係る相談や適切な調査を行うとともに、草津市審査会の円滑な運営を図ります。	継続
障害者施設家賃補助事業 【障害福祉課】		障害福祉サービス事業者が障害福祉サービスを提供する施設を市内で賃借している場合に生ずる当該施設の賃借料に対し、家賃補助を行います。	市内の障害福祉サービス事業者を対象に、障害福祉サービスを提供する施設の賃借料に対し、家賃補助を行います。	市内の障害福祉サービス事業者を対象に、障害福祉サービスを提供する施設の賃借料に対し、家賃補助を行いました。 ・事業者数：8事業者	B	引き続き市内の障害福祉サービス事業者を対象に、障害福祉サービスを提供する施設の賃借料に対し、家賃補助を行います。	継続
滋賀型地域活動支援センター運営費補助事業 社会的事業所運営費補助事業 【障害福祉課】		薬物依存症・ひきこもりなど、障害福祉サービスの対象とならない人に対して、日中活動の場を提供し、地域における社会的な自立と福祉の向上を図るため、滋賀型地域活動支援センターや社会的事業所に対して運営費を補助します。	障害福祉サービスの対象とならない人に対して、日中活動の場を提供し、地域における社会的な自立と福祉の向上を図る滋賀型地域活動支援センター、および、社会的事業所に対して運営費を補助します。	障害福祉サービスの対象とならない人に対して、日中活動の場を提供し、地域における社会的な自立と福祉の向上を図る滋賀型地域活動支援センター（1施設）、および、社会的事業所（1施設）に対して運営費を補助しました。	B	引き続き、障害福祉サービスの対象とならない人に対して、日中活動の場を提供し、地域における社会的な自立と福祉の向上を図る滋賀型地域活動支援センター、および、社会的事業所に対して運営費を補助します。	継続

目標4	ともに育ち、学び、遊び、輝ける					
施策12	発達支援の充実					
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
発達支援センター運営事業 【発達支援センター】	・発達相談や5歳相談を実施するとともに、個別支援計画や障害児支援利用計画、相談支援ファイル等による支援情報の共有と引継ぎにより、乳幼児期から成人期までの切れ目のない相談支援を行います。 ・医療的ケアの必要な子どもに対し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、支援体制を整えます。	・医療、保育、教育、福祉、就労等の関係機関と連携しながら、乳幼児期から成人期にかけて切れ目のない相談支援に取り組みます。 ・医療的ケア児等コーディネーターによる相談支援を行うとともに、医療的ケア児と家族の地域生活の現状や課題等について関係機関で協議する会議や実務者会議を開催します。 医療的ケア児支援にかかる協議 年1回開催 実務者会議 年1回開催	・医療、保育、教育、福祉、就労等の関係機関と連携しながら、乳幼児期から成人期にかけて切れ目のない相談支援に取り組みました。 ▶相談人数：実人数1,072人、延べ人数4,355人 ・医療的ケア児等コーディネーターによる相談支援を行うとともに、医療的ケア児と家族の地域生活の現状や課題等について関係機関で協議する会議や実務者会議を開催しました。 ▶医療的ケア児支援にかかる協議：2回 ▶実務者会議：1回	B	・医療、保育、教育、福祉、就労等の関係機関と連携しながら、乳幼児期から成人期にかけて切れ目のない相談支援に取り組みます。 ・医療的ケア児等コーディネーターによる相談支援を行うとともに、医療的ケア児と家族の地域生活の現状や課題等について関係機関で協議する会議や実務者会議を開催します。	継続
障害児通所給付事業[児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援分] 【発達支援センター】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な障害児通所サービス（児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援）に係る障害児通所給付費を支給します。	・医療的ケアが必要な子どもに対してサービスの利用につなげ、医療や療育による支援を行います。また、重い障害や感染症のリスクがあるため事業所に通所することが困難な子どもに対して居宅を訪問して療育を行います。	医療的ケアが必要なこどもに対してサービスの利用につなげ、医療や療育による支援を行いました。重い障害や感染症のリスクがあるため事業所に通所することが困難なこどもに対して居宅を訪問して療育を行いました。 ・居宅訪問型児童発達支援：実人数1人、延べ人数6人	B	・医療的ケアが必要なこどもに対してサービスの利用につなげ、医療や療育による支援を行います。また、重い障害や感染症のリスクがあるため事業所に通所することが困難なこどもに対して居宅を訪問して療育を行います。	継続
湖の子園運営事業 【発達支援センター】	発達面での支援や集団生活を送る上での支援を必要とする乳幼児とその保護者が通園する施設「湖の子園」により、早期から専門的な療育を行うことで、子どもの発達を促し、保護者の育児を支援します。	・湖の子園において早期療育や保護者の育児支援の充実を図るとともに、湖の子園修了後に就園した園所へ訪問等を行い、子どもと保護者が安心して園生活を送ることができるように支援します。 ・発達に支援を必要とする子どもと保護者に対して、親子体験通園を実施し、早期からスムーズに療育に繋ぐことができるよう支援します。 ・湖の子園の経験や専門性を活かして就学前施設の職員や保護者を対象に研修会を実施し、園所への後方支援や保護者支援に取り組みます。	・湖の子園において早期療育や保護者の育児支援の充実を図るとともに、湖の子園修了後に就園した園所へ訪問等を行い、こどもと保護者が安心して園生活を送ることができるように支援しました。 ▶湖の子園利用者：実人数41人、延べ日数4,717日 ・発達に支援を必要とするこどもと保護者に対して、親子体験通園を実施し、早期からスムーズに療育に繋ぐことができるよう支援しました。 ▶うみっこひろば利用者： 実施回数30回、実人数28人、延べ人数126人 ・湖の子園の経験や専門性を活かして就学前施設の職員や保護者を対象に研修会を実施し、園所への後方支援や保護者支援に取り組みました。 ▶発達支援保護者研修会：1回（参加者65人）	B	・湖の子園において早期療育や保護者の育児支援の充実を図るとともに、湖の子園修了後に就園した園所へ訪問等を行い、こどもと保護者が安心して園生活を送ることができるように支援します。 ・発達に支援を必要とするこどもと保護者に対して、親子体験通園を実施し、早期からスムーズに療育に繋ぐことができるよう支援します。 ・湖の子園の経験や専門性を活かして就学前施設の職員や保護者を対象に研修会を実施し、園所への後方支援や保護者支援に取り組みます。	継続

目標4	ともに育ち、学び、遊び、輝ける						
施策13	就学前教育・保育の充実						
主な事業		内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
幼稚園・認定こども園運営支援事業 特別支援教育推進事業〔幼稚園分〕		幼稚園・認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、加配教諭等を配置するなどの支援体制を整えます。	・認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、「草津市特別支援処遇委員会」から広く意見を聞き、支援に必要な加配配置の基準に基づき、引き続き適切な特別支援体制を確保します。また、加配配置の審議について、発達検査の結果だけでなく、園所での子どもの姿を共有し、より適切な加配配置となるように努めます。 ・引き続き、発達支援センターと子育て支援センター、幼児課の担当者が出席する事務局会議を行い、加配児童について情報共有、支援の方向性の検討を行います。 ・保護者へ支援の充実に努めます。	・特別な支援が必要とされる処遇に関しては、「草津市特別支援処遇委員会」から広く意見を聞き、支援に必要な加配配置の基準に基づき、適切な特別支援体制で実施しました。また、加配配置申請については、検討予定児リスト、審議対象児名簿の二段階での提出を行い、園所の意向をより丁寧に把握し、適切な申請となるように事務局会議で検討しました。また、園所での子どもの観察等を行い、より適切な加配配置となるように努めました。 ・発達支援センター、子育て支援センター、幼児課の担当者が出席する事務局会議を行い、加配児童について情報共有、支援の方向性の検討を行いました。 ・園所において、加配対象児の保護者との定期的な面談の場を設け、子どもの育ちを共有するように努めました。	B	・幼稚園型認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、「草津市特別支援処遇委員会」から広く意見を聞き、支援に必要な加配配置の基準に基づき、引き続き適切な特別支援体制を確保します。また、加配配置の審議について、発達検査の結果だけでなく、園所へ子どもの観察を行う等、より適切な加配配置となるように努めます。 ・発達支援センターと子育て支援センター、幼児課の担当者が出席する事務局会議を行い、加配申請児童についての情報共有や支援の方向性について、検討を行います。 ・定期的な面談等の場を設け、保護者支援の充実に努めます。	継続
【幼児課】							
保育所・認定こども園運営支援事業		保育所（園）・認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、加配保育士等を配置するなどの支援体制を整えます。	・保育所、認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、「草津市特別支援処遇委員会」から広く意見を聞き、支援に必要な加配配置の基準に基づき、引き続き適切な特別支援体制を確保します。また、加配配置の審議について、発達検査の結果だけでなく、園所での子どもの姿を共有し、より適切な加配配置となるように努めます。 ・引き続き、発達支援センターと子育て支援センター、幼児課の担当者が出席する事務局会議を行い、加配児童について情報共有、支援の方向性の検討を行います。 ・保護者へ支援の充実に努めます。	・特別な支援が必要とされる処遇に関しては、「草津市特別支援処遇委員会」から広く意見を聞き、支援に必要な加配配置の基準に基づき、適切な特別支援体制で実施しました。また、加配配置申請については、検討予定児リスト、審議対象児名簿の二段階での提出を行い、園所の意向をより丁寧に把握し、適切な申請となるように事務局会議で検討しました。また、園所での子どもの観察等を行い、より適切な加配配置となるように努めました。 ・発達支援センター、子育て支援センター、幼児課の担当者が出席する事務局会議を行い、加配児童について情報共有、支援の方向性の検討を行いました。 ・園所において、加配対象児の保護者との定期的な面談の場を設け、子どもの育ちを共有するように努めました。	B	・保育所、幼保連携型認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、「草津市特別支援処遇委員会」から広く意見を聞き、支援に必要な加配配置の基準に基づき、引き続き適切な特別支援体制を確保します。また、加配配置の審議について、発達検査の結果だけでなく、園所へ子どもの観察を行う等、より適切な加配配置となるように努めます。 ・発達支援センターと子育て支援センター、幼児課の担当者が出席する事務局会議を行い、加配申請児童についての情報共有や支援の方向性について、検討を行います。 ・定期的な面談等の場を設け、保護者支援の充実に努めます。	継続
【幼児課】							
幼稚園・認定こども園教育指導研修事業		特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、幼稚園教諭等への研修を実施します。	・特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、発達支援センター等、関係機関と連携をしながら、保育教諭等への研修を行い、障害児への理解や教育・保育の質の向上に努めます。 ・障害児保育検討委員会では、4分科会に分かれて、言葉やコミュニケーション、感覚統合等について研修を行い、事例を共有しながら具体的な支援の方法について学びます。 ・就学前教育サポート事業における保育コンサルティングを実施します。 ・特別支援教育研修会、医療的ケア研修会を行います。また、協定大学との共催によるキャリアアップ研修（障害児保育）を行います。	・発達支援センターや関係機関等と連携をしながら、保育教諭等への研修を行い、特別な支援が必要な子どもへの理解や教育・保育の質の向上に努めました。 ・障害児保育検討委員会では、言葉やコミュニケーション、感覚統合等について研修を行ったり、例を共有しながら具体的な支援の方法について学んだりしました。 ・就学前教育サポート事業における保育コンサルティングを実施しました。 ・特別支援教育研修会、医療的ケア研修会、協定大学との共催によるキャリアアップ研修（障害児保育）を実施しました。 ▶特別支援教育研修会：（実施回数）1回 ▶医療的ケア研修会：（実施回数）1回 ▶キャリアアップ研修（障害児保育）：（実施回数）5回	B	・障害児への理解が深まるように、発達支援センター、関係機関等と連携を図りながら、保育教諭等への研修を行い、教育・保育の質の向上に努めます。 ・障害児保育検討委員会では、分科会に分かれて、言葉やコミュニケーション、感覚統合等について研修を行い、事例を共有しながら具体的な支援の方法について学びます。 ・就学前教育サポート事業における保育コンサルティングを実施します。 ・特別支援教育研修会、医療的ケア研修会や協定大学との共催によるキャリアアップ研修（障害児保育）を実施します。	継続
【幼児課】							

目標4	ともに育ち、学び、遊び、輝ける					
施策13	就学前教育・保育の充実					
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
保育所・認定こども園指導 研修事業 【幼児課】	特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、保育士等への研修を実施します。	・特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、発達支援センター等、関係機関と連携をしながら、保育教諭等への研修を行い、障害児への理解や教育・保育の質の向上に努めます。 ・障害児保育検討委員会では、4分科会に分かれて、言葉やコミュニケーション、感覚統合等について研修を行い、事例を共有しながら具体的な支援の方法について学びます。 ・就学前教育サポート事業における保育コンサルテーションを実施します。 ・特別支援教育研修会、医療的ケア研修会を行います。また、協定大学との共催によるキャリアアップ研修（障害児保育）を行います。	・発達支援センターや関係機関等と連携をしながら、保育教諭等への研修を行い、特別な支援が必要な子どもへの理解や教育・保育の質の向上に努めました。 ・障害児保育検討委員会では、言葉やコミュニケーション、感覚統合等について研修を行ったり、例を共有しながら具体的な支援の方法について学んだりしました。 ・就学前教育サポート事業における保育コンサルテーションを実施しました。 ・特別支援教育研修会、医療的ケア研修会、協定大学との共催によるキャリアアップ研修（障害児保育）を実施しました。 ▶特別支援教育研修会：（実施回数）1回 ▶医療的ケア研修会：（実施回数）1回 ▶キャリアアップ研修（障害児保育）：（実施回数）5回	B	・障害児への理解が深まるように、発達支援センター、関係機関等と連携を図りながら、保育教諭等への研修を行い、教育・保育の質の向上に努めます。 ・障害児保育検討委員会では、分科会に分かれて、言葉やコミュニケーション、感覚統合等について研修を行い、事例を共有しながら具体的な支援の方法について学びます。 ・就学前教育サポート事業における保育コンサルテーションを実施します。 ・特別支援教育研修会、医療的ケア研修会や協定大学との共催によるキャリアアップ研修（障害児保育）を実施します。	継続
子育て支援センター運営事業 【子育て相談センター】	就学前の子どもの保護者の相談対応などを通じて、子どもが安心して個性を伸ばしていけるよう支援します。	専門職が就学前の児童がおられる保護者の相談を行い、適切に関係機関との連携を図りながら、支援の必要な児童の早期発見に繋がります。また、保護者が相談しやすい環境づくりに努めます。	専門職が就学前の児童がおられる保護者の相談を行い、適切に関係機関との連携を図りながら、支援の必要な児童の早期発見に繋がりました。	B	引き続き、専門職が就学前の児童がおられる保護者の相談を行い、適切に関係機関との連携を図りながら、支援の必要な児童の早期発見に繋がります。	継続
障害児通所給付事業〔保育所等訪問支援〕 【発達支援センター】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な障害児通所サービス（保育所等訪問支援）に係る障害児通所給付費を支給します。	相談機関や就学前施設等にサービス提供事業所にかかる周知を行い、発達に支援が必要な子どもと保護者がスムーズに児童発達支援や保育所等訪問支援を利用することができるように関係機関との連携に努めます。	相談機関や就学前施設等にサービス提供事業所にかかる周知を行い、発達に支援が必要な子どもと保護者がスムーズに児童発達支援や保育所等訪問支援を利用することができるように関係機関との連携に努めました。 ・保育所等訪問支援：実人数53人、延べ人数466人	B	相談機関や就学前施設等にサービス提供事業所にかかる周知を行い、発達に支援が必要な子どもと保護者がスムーズに児童発達支援や保育所等訪問支援を利用することができるように関係機関との連携に努めます。	継続

目標4	ともに育ち、学び、遊び、輝ける					
施策14	学校教育の充実					
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
特別支援教育推進事業 【児童生徒支援課】	特別な支援を必要とする子どもに対して、個別の支援計画を踏まえた教育的支援を行うとともに、特別支援学校との交流活動を行います。	・個別の支援が必要な児童生徒について、保護者や関係機関と相談しながら個別の指導計画・支援計画を作成しました。また、就学先・進学先へ引継ぎを行います。 (引継ぎ数) ・園所→小 152件 ・小→中 174件 ・中→高 141件 ・副籍制度利用して地域の小中学校と草津養護学校が連携し、草津養護学校に通う市内の児童生徒が在住する地域の子どもたちと交流する機会を設けます。	・個別の支援が必要な児童生徒について、保護者や関係機関と相談しながら個別の指導計画・支援計画を作成しました。また、就学先・進学先へ引継ぎを行いました。 <引継ぎ数> ・園所→小 126件 ・小→中 162件 ・中→高 141件 ・副籍制度を利用して地域の小学校と草津養護学校が連携をし、草津養護学校に通う児童生徒が在住する地域の子どもたちと交流しました。	B	・個別の支援が必要な児童生徒について、保護者や関係機関と相談しながら個別の指導計画・支援計画を作成するにあたり、研修を行います。また、就学先・進学先へ引継ぎを行い、切れ目ない支援をめざします。 ・地域の小中学校と草津養護学校が連携し、草津養護学校に通う市内の児童生徒が在住する地域の子どもたちと交流する機会を設けます。副籍制度利用したものを中心として、副籍実施計画のもと、地域の学校と草津養護学校で協力して学習の展開を検討します。	継続
草津市教育支援委員会運営事業 【児童生徒支援課】	本人・家族への教育相談・就学相談を行います。	・6～8月に10日間、就学相談日を設定し、就学前の幼児、中学に進学する児童、在籍異動に伴う児童生徒の相談の場として、就学相談会を設定します。 ・特別支援学校および市内小中学校への学校見学を実施し、必要に応じて、学校での具体的支援についての情報提供を行います。 ・その他、児童生徒の発達や就学に係る相談について、臨時に相談会を開催し、個々のニーズに応えます。 (相談件数) 135件 ・就学前保護者向け説明会を実施し、就学にかかる相談や質問に対応します。 (就学前保護者向け説明会 3回開催 (就学説明会希望者) 170名	・6～8月に10日間、就学前の幼児、中学に進学する児童、在籍異動に伴う児童生徒の相談の場として、就学相談会を設定しました。また、児童生徒の発達や就学に係る相談について、臨時就学相談会を開催し、個々のニーズに応えました。 ▶相談件数：163件 ・特別支援学校および市内小中学校への学校見学を実施し、個々の必要に応じて、就学前に学校で行える具体的支援や情報提供を行いました。 ・就学前保護者向け説明会を実施し、就学にかかる相談や質問に対応しました。 ▶就学前保護者説明会開催数：3回 ▶就学前説明会希望者：179名	B	・市が行う特別支援教育や特別支援学級について、就学前保護者説明会を実施します。その後、学校見学を行い就学に対する不安を減らします。 ・専門的知識を持った教育支援委員会による就学相談会を実施し、個々のニーズにこたえ、よりよい就学先を提案します。 ・入学してからの生活の見通しを持てるように、校園所と連携し、学校見学を実施します。	継続
教職員研修事業 【児童生徒支援課】	多様な障害や一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を提供できるよう、研修等を充実させるとともに、特別支援教育コーディネーターの技能向上を図ります。	・特別な支援を要する児童生徒の見取りや、具体的支援について学ぶ場を設定し、特別支援教育コーディネータおよび、特別支援教育担当者の資質向上を図りました。 ・障害のある児童生徒への支援や福祉的サービス等について学ぶ場を、関係機関と連携しながら設けました。 ・特別支援教育に係る研修会 6回開催	・特別な支援を要する児童生徒の見取りや具体的な指導や支援の方法について学ぶ場を設定し、特別支援教育コーディネーターの資質向上を図りました。 ・特別支援教育担当者への研修として、個に寄り添った教育課程作成や実践交流の機会を設けました。 ・福祉的サービスや進路等について学ぶ場を関係機関と連携しながら設けました。 ▶特別支援教育に係る研修会：8回開催	B	・下記について学ぶ研修会を8回開催し、教職員の資質向上を図ります。 ①適切な就学と進路選択に向けて ②個別の支援計画の作成と活用 ③個に寄り添った教育課程について ④その他、教職員のニーズに応じた内容	継続

目標4	ともに育ち、学び、遊び、輝ける					
施策15	放課後児童対策の充実					
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
障害児通所給付事業〔放課後等デイサービス分〕 【発達支援センター】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な障害児通所サービス（放課後等デイサービス）に係る障害児通所給付費を支給します。	事業所説明会や会議等を通して、市民や関係機関に制度を周知するとともに、質の高いサービスを提供できるように学校や相談支援事業所等の関係機関との連携に努めます。また、事業所の交流会や研修会を定期的に開催します。	事業所説明会や会議等を通して、市民や関係機関に制度を周知するとともに、質の高いサービスを提供できるように学校や相談支援事業所等の関係機関との連携に努めました。また、事業所の交流会や研修会を定期的に開催しました。 ・放課後等デイサービス：実人数489人、延べ人数73,954人 ・事業所情報交換交流会：5回、研修会：2回	B	事業所説明会や会議等を通して、市民や関係機関に制度を周知するとともに、質の高いサービスを提供できるように学校や相談支援事業所等の関係機関との連携に努めます。また、事業所の交流会や研修会を定期的に開催します。	継続
日中一時支援事業〔障害のある子ども分〕 【障害福祉課】	長期休暇中や放課後に、障害のある子どもの日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図るための支援を行うとともに、医療的ケアの必要な子どもへの対応も行います。	長期休暇中や放課後に、障害児の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図るための支援を行います。また、日中一時支援事業が適切に運用されるために、新規で委託契約を結ぶ事業所の調査を徹底して行います。	日中に見守りの必要な障害児の支援や、日常的に介護をしているご家族の就労支援及び一時的な休息の確保を図るための支援を行いました。 ・日中一時支援事業利用者数：延べ1,934人	B	長期休暇中や放課後に、障害児の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図るための支援を行います。また、日中一時支援事業が適切に運用されるために、新規で委託契約を結ぶ事業所の調査を徹底して行います。	継続
児童育成クラブ運営事業 【こども若者政策課】	児童育成クラブが障害のある子どもにとって、安全で安心な生活の場となるよう、関係機関と連携を図りながら保育環境を整えます。	児童育成クラブが安全で安心な生活の場となるよう関係機関と連携を図りながら、障害児の保育を行うとともに、支援員等の研修会を実施し、支援員等の専門性の向上を図ります。 ・入所障害児童数 72人（令和6年4月1日現在） ・支援員等研修会開催回数 4回（予定）	児童育成クラブが安全で安心な生活の場となるよう関係機関と連携を図りながら、障害児の保育を行うとともに、支援員等の研修会を実施し、支援員等の専門性の向上を図りました。 ・入所障害児童数：68人（令和7年3月31日現在） ・支援員等研修会開催回数：4回	B	児童育成クラブが安全で安心な生活の場となるよう関係機関と連携を図りながら、障害児の保育を行うとともに、支援員等の研修会を実施し、支援員等の専門性の向上を図ります。 ・入所障害児童数：87人（令和7年4月1日現在） ・支援員等研修会開催回数：4回（予定）	継続

目標4	ともに育ち、学び、遊び、輝ける					
施策16	文化・スポーツ活動等の促進					
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
障害者福祉センター管理運営事業〔余暇活動事業分〕 【障害福祉課】	障害者福祉センターで教養文化講座を開催し余暇活動を促進します。	障害者福祉センターで教養文化講座を開催し余暇活動を促進します。	障害者福祉センターで障害者家庭生活や地域生活に有用な訓練・趣味・文化活動・ＩＴ利用等に関する講座を企画・運営しました。（絵てがみ、陶芸、パソコン等） 全11講座 ・実施回数：158回 ・受講者延べ人数：1,515人	B	障害者福祉センターで教養文化講座を開催し余暇活動を促進します。	継続
障害者福祉推進事務 〔全国障害者スポーツ大会等出場支援補助事業分〕 【障害福祉課】	・全国障害者スポーツ大会等出場支援補助事業の実施により、障害者スポーツを振興します。 ・令和7年に滋賀県で開催される全国障害者スポーツ大会等を通じて、障害者スポーツの魅力を発信します。	国際大会、全国大会の出場者に対し、激励金を交付します。 また、全国障害者スポーツ大会優勝者にお祝い金を交付します。	【出場】 パラリンピック：1名（100,000円） 国際大会：1名（20,000円） 全国大会：9名（5,000円） 計165,000円を交付しました。 また、激励会を開催し、各選手が市長から激励を受けられました。 【お祝い】 全国障害者スポーツ大会優勝 3名（30,000円×3名） 計90,000円を交付しました。	B	各種大会への出場者へ激励を、大会で優秀な成績を修められた方へお祝いを行います。 各種障害者スポーツ大会の申込のとりまとめや要綱交付等を通して参加を促進するほか、周知啓発を行い障害者スポーツの魅力を発信します。	継続
社会参加促進事業 【障害福祉課】	・障害者活動支援センターを運営する団体による余暇活動等支援の取組に対し、運営費の補助を行うことで、障害のある人の余暇の充実や生活力の向上を図るとともに、地域交流を促進します。 ・障害者団体等による各種イベントの開催支援等を行います。	・「いきいきふれあい大運動会」の開催にあたり障害者団体等とともに開催支援を行います。	いきいきふれあい大運動会を障害者団体やボランティアとともに開催し、470名が参加されました。	B	・障害者活動支援センターを運営する団体による余暇活動等支援の取組に対し、運営費の補助を行うことで、障害のある人の余暇の充実や生活力の向上を図るとともに、地域交流を促進します。 ・障害者団体等による各種イベントの開催支援等を行います。	継続
市民文化芸術活動支援事業 【生涯学習課】	・誰もが文化に触れることができるよう文化の鑑賞機会を充実します。 ・社会参加を促進するきっかけとなるよう、文化の創作・体験機会づくりを進めます。	草津市文化振興計画に基づく文化振興プログラムを実施し、多様な主体と連携しながら、より一層文化・芸術活動の推進を図ります。 ・草津市文化振興審議会開催 ・アートフェスタくさつ開催 ・草津キッズシネマ塾開催 ・アートスタート事業（アートフルール）開催	アートフェスタくさつについてはプレイベント、メインイベント共に雨天での開催となり、一部事業の中止を余儀なくされました。 草津キッズシネマ塾については特定の学区に焦点を当て、その地域の魅力をより掘り下げる内容とし、制作にあっても実際にその地域の方々に協力いただくことで、地元への愛着心の向上や草津の文化を担う人材の育成に寄与するよう計画的かつ総合的に進めました。また、草津市文化振興審議会に事業実施状況を報告し、意見をいただきました。 ・草津市文化振興審議会：2回 ・アートフェスタくさつ プレイベント：563人 わくわく体験広場：3,499人 星降る映画館：雨天中止 ・草津キッズシネマ塾：38人 ・アートスタート事業（アートフルール）：322人	B	従来の事業の開催に加え、昨年度までも実施していた「アートスタート事業」を今年度から新たに市の主催事業として予算を増額し実施するほか、地域に身近で気軽に参加可能な初心者向け文化芸術講座を開講する「文化芸術担い手育成事業」、地域課題に関する要素を取り入れたコンサートを通じて課題啓発を図る「文化をツールとしたまちづくり事業」を新たに市の主催事業として展開しながら、より一層文化・芸術活動の推進を図ります。	拡大
市民スポーツ大会開催費補助事業 県民スポーツ大会等出場支援補助事業 【スポーツ推進課】	市民スポーツ大会の開催を支援するとともに、県民スポーツ大会などの各種スポーツ大会への参加を支援します。	障害者の有無に関わらず、誰もがスポーツやレクリエーション活動に参加できるよう、市民スポーツ大会（市民体育大会）の開催を支援するとともに、県民スポーツ大会（県民体育大会）への参加に向けた支援等を行ってまいります。	障害の有無に関わらず、誰もがスポーツやレクリエーション活動に参加できるよう、市民スポーツ大会の開催を支援しました。また、県民スポーツ大会への参加に向けた支援も行いました。	B	引き続き、障害者の有無に関わらず、誰もがスポーツやレクリエーション活動に参加できるよう、市民スポーツ大会の開催を支援するとともに、県民スポーツ大会への参加に向けた支援等を行ってまいります。	継続

目標4	ともに育ち、学び、遊び、輝ける				
施策17	就労支援と雇用環境整備の促進				
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定
障害者福祉センター管理運営事業〔就労相談分〕 【障害福祉課】	障害福祉センターにおいて、就労相談を行います。	・他機関と連携をしながら、障害がある方たちに合った就労ができるよう支援を実施します。	障害者福祉センターにおいて、障害者の就労に関する相談に対応します。相談方法は引き続き、来所による相談に加え、電話、メール、FAX、文書によるやり取り等、相談者の希望に応じて対応します。 ・相談件数：101件	B	・他機関と連携をしながら、障害がある方たちに合った就労ができるよう支援を実施します。
障害者就労促進事業 【障害福祉課】	・湖南福祉圏域において、職場開拓や定着支援等を行うために、湖南地域障害者働き・暮らし応援センターへ運営費補助を行います。 ・湖南地域障害者働き・暮らし応援センター、ハローワーク、関係部署と連携して就労支援・就労定着支援等を行い、障害者雇用の促進に努めます。 ・トライアル雇用、ジョブコーチ支援など障害者雇用助成制度の活用に向け、関係機関と連携して啓発や周知に取り組みます。 ・「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」なども踏まえた工賃向上に向けて支援します。	・引き続き湖南福祉圏域において、「障害者就業・生活支援センター」に職場開拓、定着支援を兼ね備えた「働き・暮らし応援センター」の運営費補助をすることで、障害者の一般就労促進を行います。 ・障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定します。	・障害者の一般就労促進や就労後のアフターフォローを充実させるため、湖南福祉圏域において、「障害者就業・生活支援センター」に職場開拓、定着支援を兼ね備えた「働き・暮らし応援センター」の運営費補助を行いました。 ・障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定しました。	B	・引き続き湖南福祉圏域において、「障害者就業・生活支援センター」に職場開拓、定着支援を兼ね備えた「働き・暮らし応援センター」の運営費補助をすることで、障害者の一般就労促進を行います。 ・障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定します。
就労移行支援事業 【障害福祉課】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（就労移行支援）に係る訓練等給付費を支給します。	ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（就労移行支援）に係る訓練等給付費を支給します。	支援を必要とする人やその家族に対して、それぞれのニーズに合わせて作成された計画を基に、必要な日中活動系サービス（就労移行支援）に係る訓練等給付費を支給しました。 ＜利用者数＞ ・就労移行支援：延べ1,003人	B	支援を必要とする人やその家族に対して、それぞれのニーズに沿って作成された計画を基に、必要なサービスを精査、見直しを行い、必要な日中活動系サービス（就労移行支援）に係る訓練等給付費を支給します。
就労継続支援事業 【障害福祉課】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（就労継続支援A型、就労継続支援B型）に係る訓練等給付費を支給します。	ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（就労継続支援A型、就労継続支援B型）に係る訓練等給付費を支給します。	支援を必要とする人やその家族に対して、それぞれのニーズに合わせて作成された計画を基に、必要な日中活動系サービス（就労継続支援A型、就労継続支援B型）に係る訓練等給付費を支給しました。 ＜利用者数＞ ・就労継続支援A型：延べ865人 ・就労継続支援B型：延べ4,996人	B	支援を必要とする人やその家族に対して、それぞれのニーズに沿って作成された計画を基に、必要なサービスを精査、見直しを行い、必要な日中活動系サービス（就労継続支援A型、就労継続支援B型）に係る訓練等給付費を支給します。
企業内人権啓発推進事業 【商工観光労政課】	障害者雇用に係る企業理解を図るとともに、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問時に合理的配慮の提供の義務化に関する案内を行う等、障害者雇用率制度や障害への理解を呼びかける周知啓発に努めます。	事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問時に合理的配慮の提供の義務化に関する案内を行う等、障害者雇用率制度や障害への理解を呼びかける周知啓発に努めます。	事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問において、障害者雇用をはじめとする人権啓発を行いました。また、事業所内の研修講師を職員が務め、障害者雇用や障害への理解について周知啓発を行いました。	B	事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問や事業者向け研修会において、障害者雇用や障害への理解等を呼びかけるチラシや企業内人権啓発誌の配布などにより周知啓発に努めます。
精神障害者生活支援推進事業 【障害福祉課】	精神障害のある人の社会復帰および就業の促進を目的に訓練の場を提供した事業主および精神障害者に対して、補助金等を交付することにより、精神障害者の自立や就業の促進を図ります。	精神障害のある人の自立や、社会復帰を支援します。	精神障害のある人に対して、訓練の場を提供する事業主への支援を行い、自立に向けた活動の継続を後押しするとともに、就業へつながる取組を進めました。 ・補助人数：36人 ・総補助額：1,513,110円	B	精神障害のある人の社会復帰に向け、より多様な事業所と連携しながら訓練機会を拡充し、就業に至るまでの支援体制を強化します。
重度障害者等就労支援等特別事業費 【障害福祉課】	就労する重度障害者等に対し、支援を実施することにより、重度障害者等の就労機会の拡大を促進します。	就労する重度障害者等に対し、支援を実施することにより、重度障害者等の就労機会の拡大を促進します。	就労する重度障害者等に対し、事業所と連携した支援を行うことで、安定した就労の継続を図り、就労機会の拡大に取り組みました。 ・補助人数：1人 ・総補助額：4,550,065円	B	就労する重度障害者等に対し、支援を実施することにより、重度障害者等の就労機会の拡大を促進します。また、本制度の周知を一層進めることで、より多くの重度障害者等の就労機会の拡大を促進します。

目標4	ともに育ち、学び、遊び、輝ける					
施策17	就労支援と雇用環境整備の促進					
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
職員採用事業	市役所において、誰もが働きやすい職場づくりを進めるとともに、障害者雇用促進法に基づき、障害のある人の雇用を促進します。	障害のある職員一人ひとりが活躍できるよう、障害者活躍推進計画に基づき、誰もが働きやすい職場づくりを引き続き進めます。また、障害のある人の雇用を促進し、法定雇用率の達成を目指します。	障害者活躍推進計画について、令和7年3月末に計画期間が満了することから、これまでの取組を踏まえ、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間として、新たな計画を策定しました。 また、法定雇用率の達成に向け、障害のある人の雇用を計画的に行い、また、雇用した職員の職場への定着を図るため、面談を通した職務状況の把握や心身への配慮を行いました。 令和6年6月1日時点では、法定雇用率は達成できませんでしたが、継続して雇用を進め、11月1日時点で達成しました。 ・草津市雇用率（11月1日時点）2.88/法定雇用率2.80	B	職員課において障害のある会計年度任用職員を積極的に雇用し、市役所内の定型業務等を集約して担っていただく等、引き続き、障害者活躍推進計画に基づき、誰もが働きやすい職場づくりを進めます。 また、令和8年度に法定雇用率が3.0%に引き上げられることを見据え、障害のある人の雇用を促進し、法定雇用率の達成を目指します。	継続
【職員課】						

目標5	暮らしやすい社会づくりが進んでいる					
施策18	情報受発信の充実					
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
人にやさしい広報作成事業 <						

目標5	暮らしやすい社会づくりが進んでいる					
施策18	情報受発信の充実					
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
図書館運営事業	利用者の多様なニーズに対応した資料の収集・整備を行い、点字図書や録音図書、大活字本など適切な形態の資料での情報提供を図ります。	全世代、全市域の利用者の多様なニーズに対応できるよう、資料の収集・整備を図ります。引き続き、利用者の読書要求に応じて、点字図書や録音図書、大活字本など様々な形態の資料での情報提供を行います。	・録音図書、点字図書の貸し出しをしました。 ▶録音図書：1,023冊 ▶点字図書：98冊 ・視覚障害者や体の不自由な人など来館困難者への宅配を実施しました。 ▶視覚障害者ほか：21回 ・録音図書、点字図書、拡大写本を制作しました。 ▶録音図書：10タイトル ▶点字図書：2タイトル ▶拡大写本：5タイトル ・「声の広報(図書館便り)」を制作しました。 ▶制作回数：12回 ・小規模多機能型居宅介護・デイケアセンター等に団体貸し出しをしました。 ▶利用団体：5団体 ▶貸出回数：58回 ▶貸出冊数：797冊 ・移動図書館による福祉施設への巡回貸し出しを月に1回行いました。 ▶巡回回数：渋川福祉センター12回 ▶利用者数：28人 ▶貸出冊数：181冊	B	引き続き、利用者の多様なニーズに対応できるよう、情報収集および利用者の掘り起しを行います。資料の収集・整備を図り、利用者の読書要求に応じて、点字図書や録音図書、大活字本など適切な形態の資料での情報提供を行います。 また、「読書バリアフリー法」においてもアクセシブルな電子書籍等の充実が求められていることから、今後のデジタル社会に対応し、電子書籍の導入およびAI等を利用したサービスの検討・調査を行います。	継続
【図書館】						

目標5	暮らしやすい社会づくりが進んでいる					
施策19	地域福祉活動の促進					
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
社会福祉事業	・すべての市民が互いに認め合い、誰もが住み慣れた地域でその人らしく自立し、心豊かな生活を送ることができるよう、市社会福祉協議会をはじめ、様々な主体と連携し取り組みます。 ・地域福祉活動を推進するため、社会福祉関係団体の活動を支援するとともに、市社会福祉協議会におけるボランティア活動を促進します。 ・障害のある人も地域の担い手として活躍できるよう、各サービス提供事業者等の地域貢献活動を推進します。	住み慣れた地域において、誰もが安心して心豊かに生活できるよう相互に助け合って暮らす「地域共生社会」の実現を目指し、市社会福祉協議会と連携を図りながら、地域の支え合い活動の支援や地域福祉活動の担い手の発掘・育成など各種取組を進めます。	社会福祉関係団体を支援するとともに、市社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティア活動の担い手の発掘・育成や活動促進に向けて、福祉教養大学やボランティアマルシェを開催することや、地域の活動団体が主体となって実施する移動困難者のボランティア運送支援事業（「地域支え合い運送」）への支援などに取り組みしました。 ・社会福祉関係団体補助金：1,017千円 ・社協事業補助金：1,527千円 ▶地域支え合い運送支援事業 5学区 ▶福祉活動推進員育成事業（福祉教養大学受講者） 延べ244名 ▶ボランティア活動支援 ▶（ボランティアマルシェ参加者 約300名）	B	住み慣れた地域において、誰もが安心して心豊かに生活できるよう相互に助け合って暮らす「地域共生社会」の実現を目指すために、市社会福祉協議会と連携を図りながら、地域の支え合い活動の支援や地域福祉活動の担い手の発掘・育成など各種取組を進めるとともに、次期「草津市地域福祉計画」の策定をいたします。	継続
【健康福祉政策課】						
障害福祉推進事務〔避難行動要支援者登録制度分〕 防災対策事業	・避難行動要支援者登録制度への登録を推奨するとともに、民生委員・児童委員や町内会等と連携し防災対策に取り組みます。 ・避難行動要支援者について、「誰が避難をサポートするか」、「どこに避難するか」、「いつ避難するか」等を決めた個別避難計画の作成を進めます。	【健康福祉政策課】 避難行動要支援者登録制度への登録推奨について、令和6年度は新規対象者だけでなく、80歳以上の未登録対象者にも案内文等を郵送し周知するとともに、民生委員・児童委員や町内会等と連携し防災対策に取り組みます。また、登録申請様式の見直しと電子申請の導入を行います。 【危機管理課】 災害リスクの高い方や医療的ケアが必要な方、重度心身障害者の方など優先度の高い避難行動要支援者を市において選定し、個別避難計画の作成に取り組みます。	【健康福祉政策課】 登録内容の精査、様式の見直しやWeb申請（電子申請サービス）を開始したことで、登録いただきやすい環境を整備できました。また、登録勧奨の対象者を従来の新規対象者に加えて、80歳以上の未登録者にも拡大したことで、登録数増加に向けて当該制度の普及・啓発ができました。また、民生委員・児童委員や町内会等と連携し、有事に備えるための防災対策に取り組みました。 【危機管理課】 避難行動要支援者登録制度（災害時要援護者登録制度）への登録を推奨するために、新規対象者に案内文と合わせて申請書と返信用封筒を郵送し、直接市へ提出できるよう申請者の負担軽減を図りました。また、災害リスクの高い方や医療的ケアが必要な方、重度心身障害者の方など優先度の高い避難行動要支援者を市において選定し、個別避難計画の作成に取り組みました。（対象者100名、うち53名同意、25名ヒアリング済み）	B	【健康福祉政策課】 新規対象者への登録勧奨と合わせて、令和7年度は80歳の未登録対象者にも案内文等を郵送し、周知啓発を進めます。 【危機管理課】 引き続き、避難行動要支援者登録制度（災害時要援護者登録制度）への登録を推奨するとともに、災害リスクの高い方や医療的ケアが必要な方、重度心身障害者の方など優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進します。	継続
【健康福祉政策課】 （危機管理課） （障害福祉課）						
防犯対策事業 自主防災組織育成事業	自主防犯、自主防災組織など地域での防犯・防災に係る取組を支援します。	自主防災組織を対象に、運営事業や災害時要援護者に対する支援に必要な備品を含めた防災備品等購入事業にかかる費用を一部支援します。 令和6年度からの5年間は、能登半島地震を踏まえ、補助率を1/3から1/2に、上限額を10万円から20万円に拡充します。 ・運営事業補助 19千円（組織あたり） ・防災備品等購入事業補助 事業費の1／2 補助 ※補助額に上限あり	自主防災組織を対象に、運営事業や災害時要援護者に対する支援に必要な備品を含めた防災備品等購入事業への支援を行い、補助率を1/3から1/2に、上限額を10万円から20万円に拡充した結果、申請額が大きく増加し、組織の育成強化が図れ、共助の促進につながりました。 ・運営事業補助：19千円（144組織→151組織） ・防災備品等購入事業補助 事業費の1/2 補助（83組織3,436千円→95組織9,495千円） ※補助額に上限あり	B	自主防災組織を対象に、運営事業や災害時要援護者に対する支援に必要な備品を含めた防災備品等購入事業にかかる費用を一部支援します。 令和6年度に引き続き、補助率を1/3から1/2に、上限額を10万円から20万円に拡充します。 ・運営事業補助 19千円（組織あたり） ・防災備品等購入事業補助 事業費の1／2 補助 ※補助額に上限あり	継続
【危機管理課】						
孤立化防止事業	孤立化が懸念される障害者世帯の調査を行い、相談や必要なサービスにつなげる等の支援をするとともに、支援者間の情報共有や見守り、訪問活動の促進を図ります。	孤立化が懸念される障害者世帯について、新たに対象者を絞ったうえで訪問活動を行うとともに、訪問活動から見えてきた課題を整理し、必要な支援機関やサービスにつなげる等の対応を行ってまいります。	障害者を養護する者が気軽に参加し、懇談できる家族向けのサロンを開催し、孤立が懸念される世帯の支援について検討し、また、地域で孤立が懸念される障害者の世帯に対して訪問活動を行うことができました。地域で見守りができる体制づくりを進めていくことができました。 ・訪問件数：延べ61件 ・サロン活動：5回、参加者154名	B	障害者とその家族が地域で孤立することなく生活を送っていくため、孤立を防止する活動を行うとともに、地域で障害や障害者についての理解を促進していきます。	継続
【障害福祉課】						

目標5	暮らしやすい社会づくりが進んでいる					
施策19	地域福祉活動の促進					
主な事業	内容	令和6年度取組予定	令和6年度実績	評価	令和7年度取組予定	方向性
障害者相談員活動事業 【障害福祉課】	障害のある人やその家族等からの相談に対応するため、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員を設置します。	障害のある人やその家族等からの相談に対応するため、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員を設置します。	障害のある人やその家族等からの相談に対応し、相談員を22人設置し、地域でのイベントなど必要な援助を行うことにより障害者の福祉の増進を図ることができました。 ・身体障害者相談員：15人 ・知的障害者相談員：5人 ・精神障害者相談員：2人	B	障害のある人やその家族からの相談に応じ、必要な援助を行うことにより障害者の福祉の増進を図ります。	継続
生活支援事業 【健康福祉政策課】 (障害福祉課)	福祉資源循環事業（R6：福祉機器リサイクル事業）を市社会福祉協議会への補助事業として実施し、福祉機器の有効活用を促進します。	引き続き福祉機器リサイクル事業を草津市社会福祉協議会に委託し、福祉機器の有効活用を促進します。	福祉リサイクル事業を社会福祉協議会に委託し、福祉機器の有効活用を促進しました。 ・車椅子貸出実績：182件	B	病気やケガ等で歩行が困難な方が、一時的に車いすが必要になった場合に2か月を限度として車いすの貸出を行い、福祉機器の有効活用を促進します。	継続
障害者福祉センター管理運営事業〔交流事業分〕 【障害福祉課】	障害のある人の社会参加、障害と障害のある人への理解の促進を図るため、障害のある人と地域のふれあい・交流を促進します。	障害のある人の社会参加、障害と障害のある人への理解の促進を図るため、障害のある人と地域のふれあい・交流を促進します。	障害のある人の社会参加、障害と障害のある人への理解の促進を図るため、障害者福祉センターにおいて障害のある人と地域のふれあい・交流を促進しました。 ＜参加者・利用者数＞ ・交流サロン：257人 ・貸館事業（学習室）：3,434人	B	障害のある人の社会参加、障害と障害のある人への理解の促進を図るため、障害のある人と地域のふれあい・交流を促進します。	継続

